

仙台市子ども読書活動 推進計画（第三次）



平成29年1月
仙台市教育委員会

仙台市子ども読書活動推進計画(第三次)の概要

計画の期間 平成 29 年度から令和 5 年度までの 7 年間

計画の目的

子どもが自ら読書を楽しみ、人生をより深くより豊かに生きる力を身に付けることができる読書環境をつくる

基本的方針

(1) 子どもが読書に親しむ機会の提供

子どもが読書の楽しさ、大切さを知ることができるよう、家庭、地域、学校等において子どもが読書に親しむ機会を幅広く提供していきます。また、子どもの発達段階に応じた読書支援を行い、子どもが読書を継続的に楽しむことのできる力を育てます。

(2) 子どもの読書環境の整備・充実

子どもが自ら足を運び、本を手に取りやすい読書環境の整備・充実を図るとともに、子どもの読書活動を支える人材の育成や支援に取り組みます。

(3) 子どもの読書に関する理解の促進

子どもの身近にいる大人に対し、読書の意義や大切さについて啓発活動を行うとともに、子どもだけでなく大人も読書に親しめる環境づくりを通じて、社会全体で子どもの読書活動を支える機運を高めます。

(4) 家庭、地域、学校、図書館、ボランティアなどの連携・協力

子どもの読書活動を取り巻く様々な主体が相互に協力し、連携を図りながら計画を推進します。

重点的な取組

家庭

- ◆ 乳幼児の保護者向けブックリストの活用促進
- ◆ 様々な機会を活用した家庭での読書習慣のきっかけづくり
- ◆ 家族が一緒に読書し、同じ話題を共有する「家読(うちどく)」の推進

地域

- ◆ 市民センターにおけるボランティア養成等の推進と子ども向け事業の充実
- ◆ 児童館やのびすくなど子育て支援施設における事業の推進

連携・協力

学校

- ◆ 読書習慣の確立とアクティブ・ラーニングの視点からの読書指導の充実
- ◆ 学校図書館活用を推進していくための体制の充実
- ◆ 読書指導に関する教職員の意識と能力の向上

市立図書館

- ◆ 家庭、地域、学校との協働による家庭での読書習慣のきっかけづくり
- ◆ ヤングアダルト世代への読書支援
- ◆ 子供図書室の機能の充実
- ◆ 障害のある子どもの読書を助ける資料の収集と貸出の充実

目 次

はじめに	1
第1章 子ども読書活動推進計画（第三次）策定の趣旨と位置付け	
1 子どもの読書活動の意義	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
第2章 子ども読書活動を取り巻く現状と課題	
1 子ども読書活動を取り巻く社会状況	3
(1) 社会全体の状況	3
(2) 仙台市の状況	3
2 第三次子ども読書活動推進基本計画について	9
3 第三次みやぎ子ども読書活動推進計画について	10
4 本市におけるこれまでの取組の成果・課題	10
(1) 基本的方針ごとの取組の成果・課題	10
(2) 第二次計画における成果指標と実績	12
第3章 子ども読書活動推進計画（第三次）の目的と基本的方針	
1 計画の目的	13
2 基本的方針	13
(1) 子どもが読書に親しむ機会の提供	13
(2) 子どもの読書環境の整備・充実	13
(3) 子どもの読書に関する理解の促進	13
(4) 家庭、地域、学校、図書館、ボランティアなどの連携・協力	13
3 成果指標の設定について	14
第4章 子ども読書活動の推進のための取組	
1 家庭における読書活動の推進	15
(1) 施策の方向	15
(2) 推進すべき施策	15
2 地域における読書活動の推進	17
(1) 施策の方向	17
(2) 推進すべき施策	18

3	学校における読書活動の推進	21
(1)	施策の方向	21
(2)	推進すべき施策	22
4	図書館における読書活動の推進	28
(1)	施策の方向	28
(2)	推進すべき施策	28

第5章 関係機関の連携・協力と推進体制の整備

1	関係機関との連携・協力	34
2	推進体制の整備	35

【資料編】

1	平成28年度子ども読書活動に関するアンケート調査結果（概要版）	36
2	子どもの読書活動の推進に関する法律	50
3	仙台市子ども読書活動推進計画（第三次）検討委員会について	52

はじめに

仙台市では、平成16年12月に仙台市子ども読書活動推進計画を策定し、家庭、地域、学校、図書館など様々な場所、機会において子どもが自由かつ意欲的に読書に親しむことができるよう取組を進めてきました。

この計画を発展継承させた第二次計画の策定を進めていた平成23年3月、東日本大震災が発生し、学校図書館^{※1}や図書館^{※2}など、子ども読書活動に関わる施設も大きな被害を受けました。同時期に策定作業を進めていた仙台市教育振興基本計画は、内容の見直しを行ったうえで平成23年度内に策定することとなり、第二次計画についても策定を1年延期し、平成24年度から平成28年度までの5年間を計画期間として平成24年3月に策定しました。

第二次計画は、平成16年12月に策定した仙台市子ども読書活動推進計画を引き継ぎながら、読書の原点である「楽しさ」に触れつつ、子ども読書活動の推進を通してもたらされる子どもの姿を明示して、子どもの読書活動の推進を図ってきました。

この間、国においても、平成25年5月に子どもの読書活動の推進に関する第三次基本計画が閣議決定されました。第三次基本計画では、子どもの読書活動の重要性を再確認するとともに、社会全体で積極的に環境の整備を推進していくこととされています。

この第三次計画では、第二次計画策定後の社会の変化などを踏まえつつ、これまでの子どもの読書活動に関する取組を検証し、成果を引き継ぎながら、子どもが人生をより深くより豊かに生きる力を身に付けられるよう、子ども読書活動の一層の推進を図っていきます。

※1 学校図書館法に基づき、小学校、中学校、高等学校（特別支援学校、中等教育学校を含む。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料を収集・整理・保存し、児童・生徒及び教員の利用に供するため設けられる学校の設備。「学校図書室」と呼ばれることも多い。

※2 この計画において「図書館」と記載している場合は、仙台市立図書館を指す。

第1章 子ども読書活動推進計画（第三次）策定の趣旨と位置付け

1 子どもの読書活動の意義

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくために不可欠なものです。

平成13年に制定された子どもの読書活動の推進に関する法律を受け、仙台市でも平成16年12月に仙台市子ども読書活動推進計画を策定し様々な取組を進めてきました。この間、子ども読書活動に関する法整備も進み、読書の持つ力とその力を育む環境整備の重要性が広く認識されてきました。

読書が人生に与える影響、果たす役割は大きく、読書を通じて身に付けられるものは多くあります。読書を通じて、子どもは読解力や想像力、思考力、表現力等を養い、学ぶ楽しさや知る喜びを体得することができます。また読書は、主体的に社会に関わり社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付ける重要な契機となります。

特に、社会が急激に変化し複雑化していく中で、自ら進んで本を読み、自発的に学ぼうとする子どもを育てていくことは、子ども自身の将来のために、そして明日の社会の発展のために欠くことができない極めて重要なことと言えます。

また、東日本大震災後、本や絵本は、不安に直面していた仙台市をはじめとする被災地の多くの子どもたちの心の拠りどころとなり、生きる希望を与えました。このことは、読書の持つ力を改めて認識するきっかけともなりました。

子どもたちが自ら本を手に取り読書に親しむことのできる環境づくりがこれまで以上に重要となっており、その重要性を市民一人ひとりが改めて認識し、家庭、地域、学校、図書館等が連携し、社会全体で子どもの読書活動を支えていく必要があります。

2 計画の位置づけ

子どもの読書活動の推進に関する法律に基づく市町村子ども読書活動推進計画として、仙台市子ども読書活動推進計画（第二次）を引き継ぎ、第三次計画として策定します。

第三次計画は、仙台市基本計画及び第2期仙台市教育振興基本計画のもとに位置づけられ、教育の振興に関する施策の大綱及び仙台市図書館振興計画を踏まえて、仙台市全体で子どもの読書活動を推進する計画として策定します。

なお、子どもの読書活動推進の取組は、子育て等の分野に関わる様々な部局や施設において行われていることから、関係部局等への働きかけや相互の連携により、組織横断的な取組を展開していきます。

3 計画の期間

計画の期間は、平成29年度から令和5年度までの7年間とします。

第2章 子ども読書活動を取り巻く現状と課題

1 子ども読書活動を取り巻く社会状況

(1) 社会全体の状況

平成17年に文字・活字文化振興法が成立し、文字・活字文化は、知識及び知恵の継承や向上、豊かな人間性の涵養、健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであるとされ、その後、子ども読書活動に関する法整備が進みました。

平成22年を国民読書年としたことを契機として、読書に関する様々な取組が進められ、国民の読書推進に関する協力者会議の報告書「人の、地域の、日本の未来を育てる読書環境の実現のために」（平成23年9月）において人材育成や環境整備等に関する提言がなされました。

また、平成22年は電子書籍^{※3}元年と呼ばれ、電子書籍が次々に出版されており、電子媒体による読書が急速に普及しつつあります。学校教育現場においても、ICT環境の整備が引き続き推進されています。

近年の情報通信技術の発達は、子どもの読書環境にも大きな影響を与える可能性があり、メディアの多様化が進み情報が氾濫する中で、子どもの活字離れや読書離れを指摘する声もあります。

平成24年には「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が改正され、公立図書館の運営状況について点検・評価を行い、その結果に基づき運営の改善を図ることなどに努めることとされました。また同年、著作権法の改正が行われ、国立国会図書館において電子化された所蔵資料のうち、絶版等資料について、図書館等に対してインターネット送信ができるようになりました。これに先駆け平成20年には図書館法が改正されており、図書館の事業として学習成果を活用して行う教育活動の機会を提供することなどが定められています。

現在の学習指導要領（平成23年度小学校全面実施、平成24年度中学校全面実施）において、読書は「児童生徒の知的活動を増進し、人間形成や情操を養う上で重要」であり、「多様な指導の展開を図ることが大切である」とされています。次期学習指導要領の改訂に向けては、児童生徒が、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするために、学校教育全体において、「主体的・対話的で深い学び」（いわゆる「アクティブ・ラーニング」）の視点から、児童生徒が「どのように学ぶのか」という学びの質を見直す動きがあり、読書は創造的・論理的思考や感性・情緒を働かせて思考力や想像力をより豊かにするなど、国語科で育成を目指す資質・能力をより高める重要な活動のひとつであるとされています。

(2) 仙台市の状況

①読書環境の状況

仙台市においては平成20年度以降、図書館における指定管理者制度の導入が進んでいます。広瀬図書館は平成20年度から、榴岡図書館は平成24年度から、若林図書館は平成27年度から指定管理者による管理運営が始まっています。

※3 書籍や出版物の情報をデジタル化し、印刷物の代わりにパソコンやスマートフォンなどの情報端末を利用して読むもの。

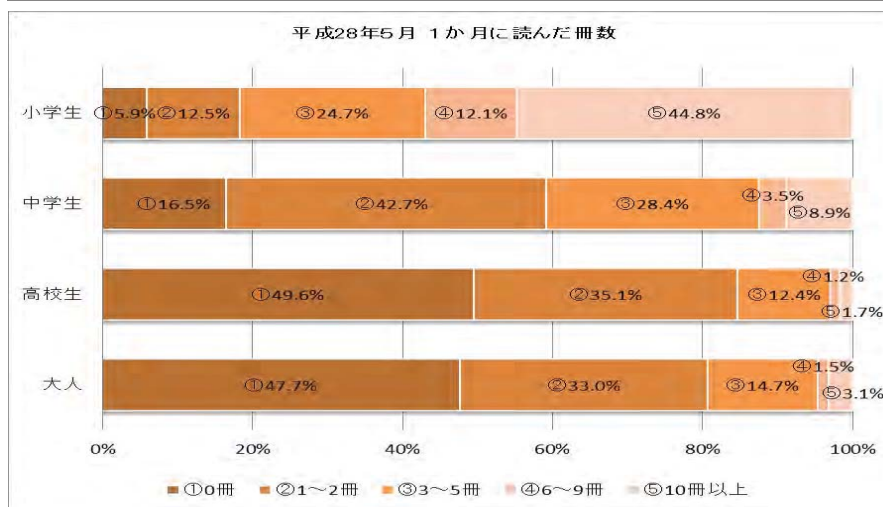
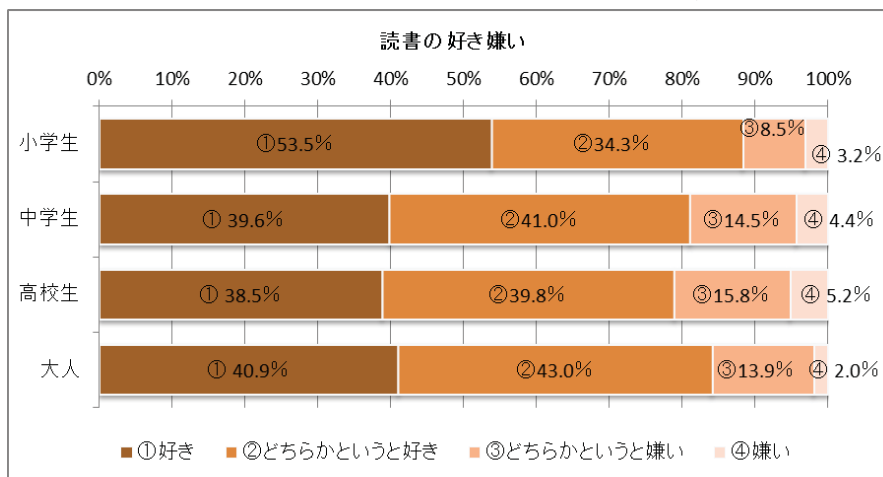
仙台市社会教育委員の会議の提言「学校と社会教育施設との連携について」（平成 27 年 10 月）では、生涯にわたる読書習慣や教養を身に付けるための、学校と図書館の情報交換の機会やコーディネート機能の充実など双方の連携の必要性が提言されています。

また、第 2 期仙台市教育振興基本計画において、今後必要な力、育みたい力として「時代の変化を受け止め、未来を切り開いていく力」を掲げています。この力はいつの時代にも求められる普遍的な力であり、読書によっても培われる力と言えます。

②子どもの読書状況

「子どもの読書活動に関するアンケート調査※4」によると、読書が好きかという質問に対して、仙台市の小学生・中学生・高校生ともに約 8 割以上の子どもが「好き」・「どちらかという好き」と答えており、読書が好きなお子が多くいることが分かります。

一方、平成 28 年 5 月の 1 か月の間の読書冊数は、小学生では 0 冊が 5.9%、1～2 冊が 12.5%、3～5 冊が 24.7%、6～9 冊が 12.1%、10 冊以上が 44.8%、中学生では 0 冊が 16.5%、1～2 冊が 42.7%、3～5 冊が 28.4%、6～9 冊が 3.5%、10 冊以上が 8.9%、高校生では 0 冊が 49.6%、1～2 冊が 35.1%、3～5 冊が 12.4%、6～9 冊が 1.2%、10 冊以上が 1.7%となっており、学校段階が上がるにつれて、読書冊数が減るとともに不読率（1 か月に 1 冊も本を読まない子どもの割合）が増える傾向にあります。

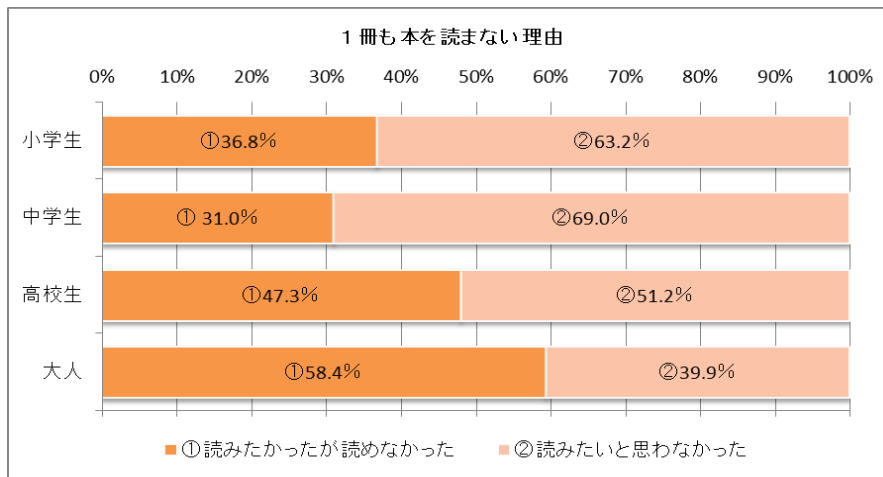


平成 28 年度「子どもの読書活動に関するアンケート調査」より

※4 宮城県の小・中学校、高等学校の児童生徒を対象に宮城県教育庁生涯学習課が毎年抽出により実施している読書調査。平成 28 年度は、仙台市において同内容のアンケート調査を抽出により実施。

1冊も本を読まない理由としては、「読みたいと思わなかった」と答えた子どもがどの学校区分とも5割を超え、「読みたかったが読めなかった」と答えた子どもより多くなっています。

本を読まない詳細な理由としては、「読みたかったが読めなかった」と答えた子どもでは、小学生は「何をを読んだらよいかわからなかったから」が28.6%、中学生は「勉強・塾・習い事で時間がなかったから」が36.4%、高校生は「部活等で時間がなかったから」が40.0%で、一番割合が高くなっています。「読みたいと思わなかった」と答えた子どもでは、小学生は「読まなくてもいいと思ったから」が25.0%、中学生は「スポーツの方が楽しいから」が30.6%、高校生は「読まなくていいと思ったから」が33.0%とそれぞれ割合が高くなっています。勉強やスポーツ等をしているため本を読まないと答えた子どもは、「読みたかったが読めなかった」、「読みたいと思わなかった」と答えた子どもにも共通して多くなっており、余暇時間を読書以外に費やしている子どもが多いことが分かります。



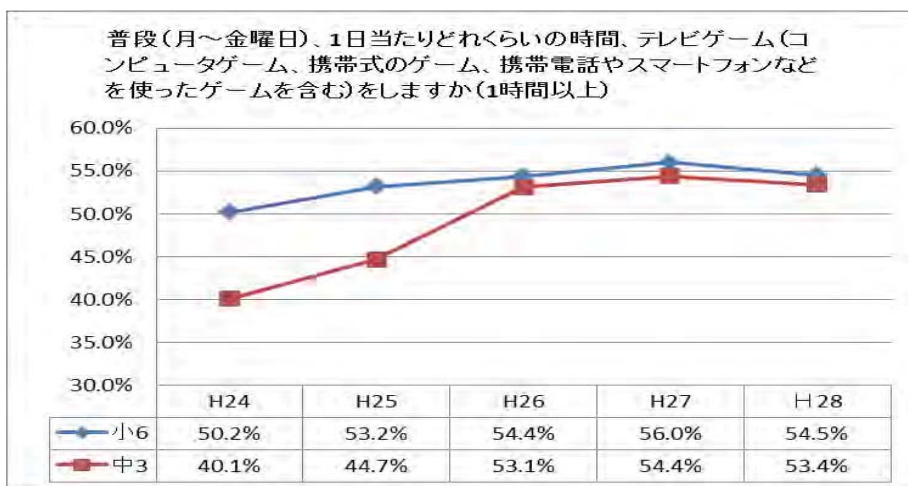
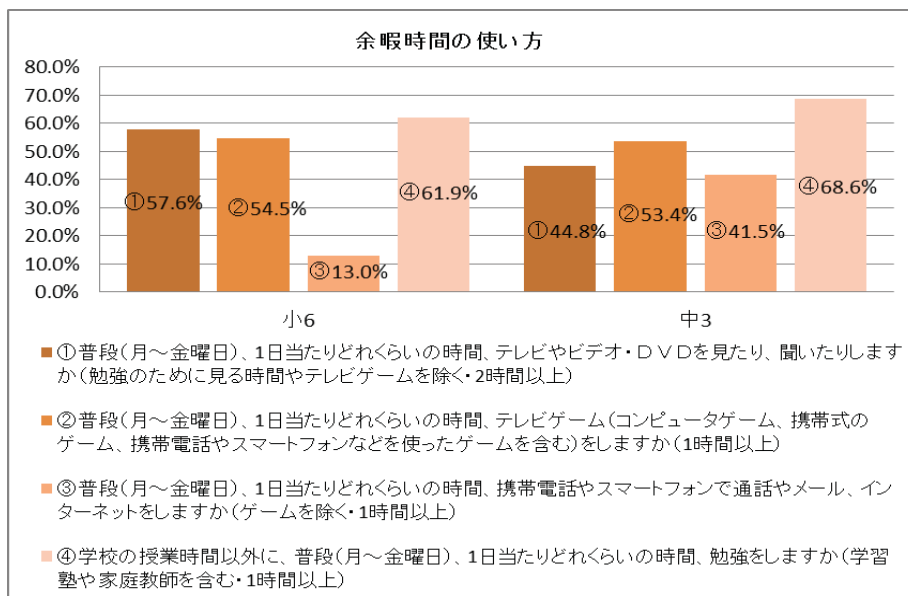
理由	読みたかったが読めなかった			読みたいと思わなかった		
	小学生	中学生	高校生	小学生	中学生	高校生
読んでみたい本がなかったから	14.3%	18.2%	11.6%	12.5%	12.2%	11.7%
何をを読んだらよいかわからなかったから	28.6%	4.5%	7.4%	25.0%	22.4%	33.0%
勉強・塾・習い事で時間がなかったから	14.3%	36.4%	37.9%	4.2%	4.1%	6.8%
部活等で時間がなかったから	14.3%	27.3%	40.0%	16.7%	6.1%	1.9%
図書館が近くなかったから	0.0%	4.5%	0.0%	12.5%	14.3%	12.6%
その他	28.5%	9.1%	3.1%	20.8%	30.6%	11.7%
				8.3%	10.3%	22.3%

平成28年度「子どもの読書活動に関するアンケート調査」より

平成28年度「全国学力・学習状況調査^{※5}」によると、月～金曜日に1日当たり1時間以上勉強している子どもの割合は、小学校6年生が61.9%、中学校3年生が68.6%であり、テレビ等を2時間以上見たり、テレビゲームを1時間以上したりしている子どもの割合も小学校6年生・中学校3年生ともに50%前後となっています。また、携帯電話やスマートフォンでの通話やメール等を1時間以上している子どもの割合は、小学校6年生が13.0%、中学校3年生が41.5%となっており、中学生になると割合が急増しています。

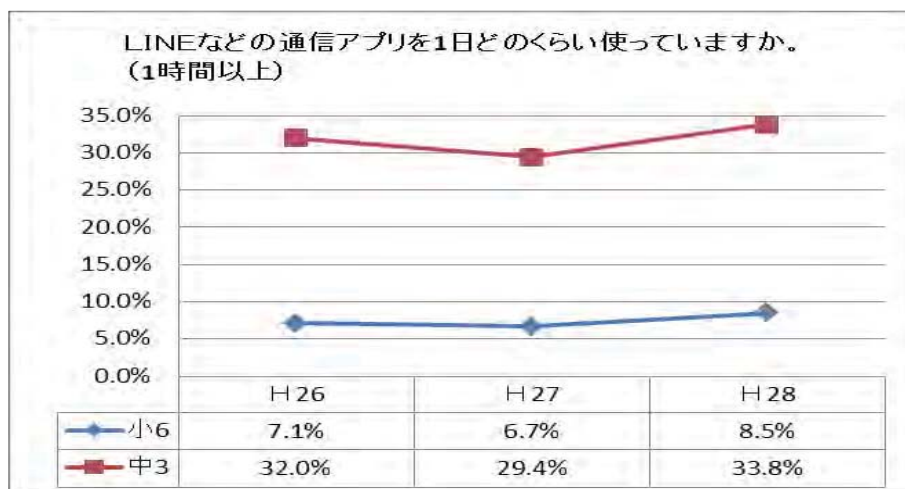
テレビゲームを1時間以上している子どもの割合は、小学校6年生、中学校3年生とも増加傾向となっており、特に中学校3年生の割合は、平成24年度と比較すると平成28年度は13.3%増加しています。

※5 文部科学省において義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証するため、小学校6年生及び中学校3年生を対象に毎年4月に実施している調査。



平成 28 年度「全国学力・学習状況調査」より

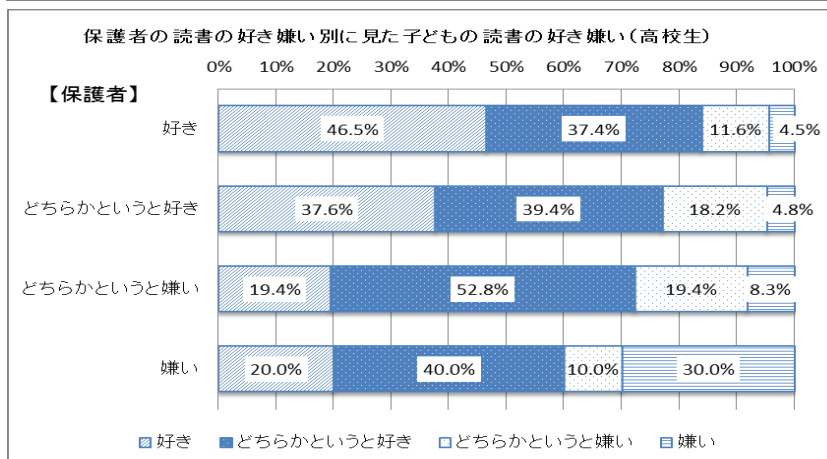
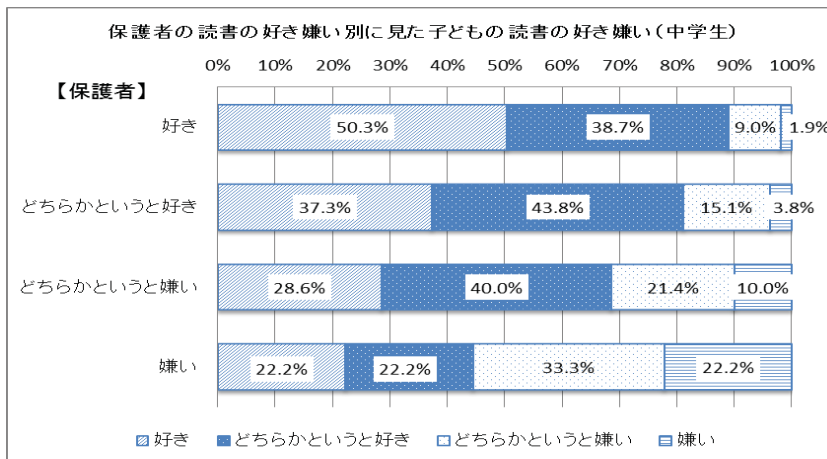
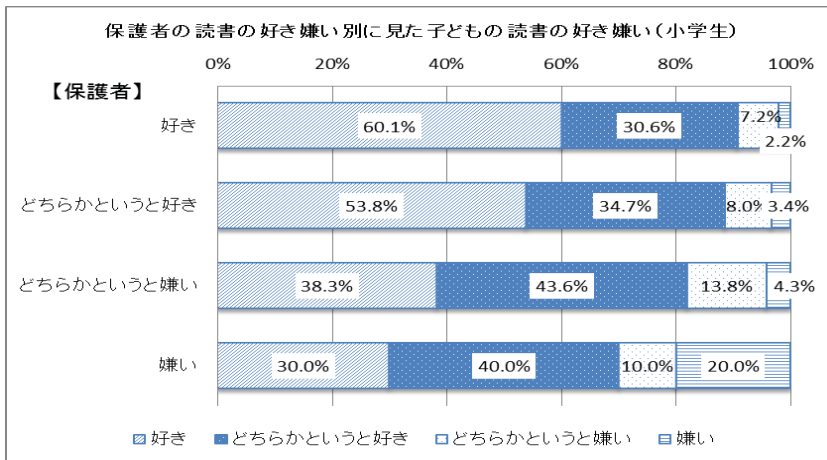
また、平成 28 年度「仙台市生活・学習状況調査^{※6}」によると、LINEなどの通信アプリを1時間以上使っている子どもの割合は、小学校6年生が8.5%、中学校3年生が33.8%であり、中学校3年生は小学校6年生の約4倍の利用となっています。



平成 28 年度「仙台市生活・学習状況調査」より

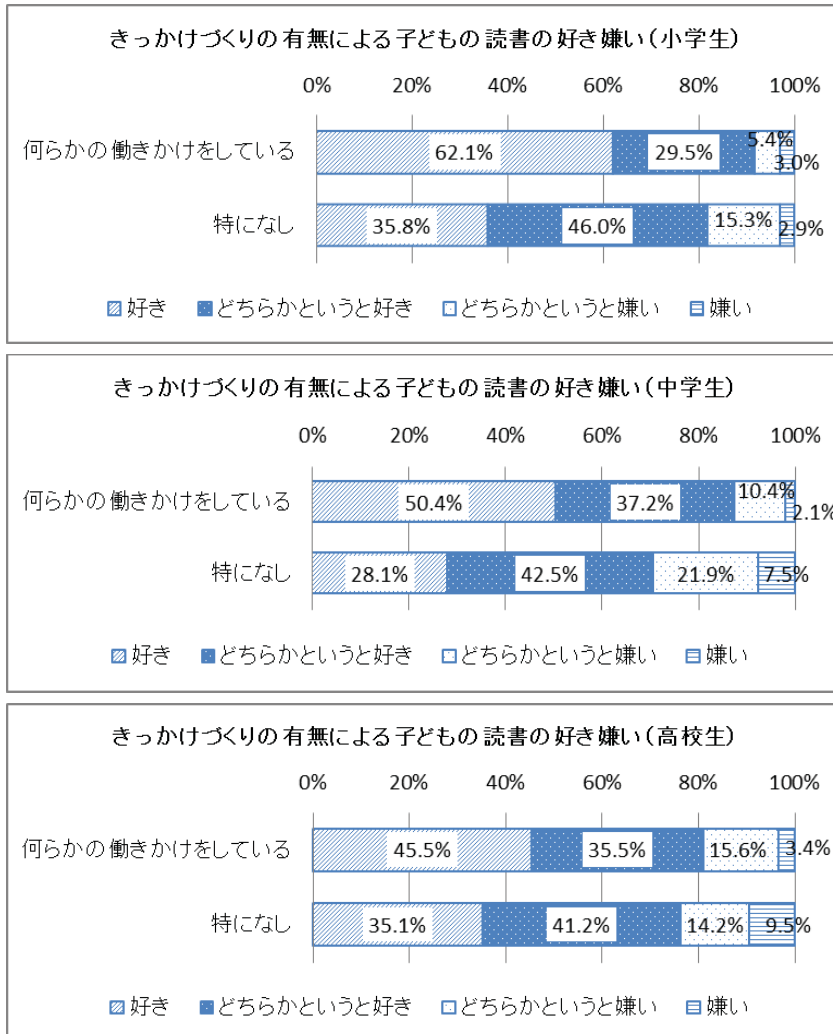
※6 児童生徒一人一人の学習面や生活面の成長の様子を客観的に把握し、今後の指導に生かすことを目的として、本市独自に小学校2年生から中学校3年生対象に実施している調査。

保護者の読書に対する考え方と子どもの考え方を比較すると、保護者の読書の好き嫌い
は、子どもの読書に影響を与えており、保護者が好きなほど、子どもも読書が好きという
傾向が、小学生・中学生・高校生ともにみられます。



平成 28 年度「子どもの読書活動に関するアンケート調査」より

また、子どもが読書をするように、本のプレゼントや読み聞かせ、子どもを図書館に連れて行くなどの何らかの働きかけを保護者がしている子どもほど、読書が好きな傾向があり、家庭での取組が子どもの読書活動に影響を与えていることが分かります。



平成 28 年度「子どもの読書活動に関するアンケート調査」より

2 第三次子ども読書活動推進基本計画について

子ども読書活動の推進に関する法律において、政府は「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定することが定められています。

第二次基本計画（平成20年3月策定）の期間中において、国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する様々な取組を行ってきましたが、全国における現状として、依然として学校段階が進むにつれて子どもの読書離れが顕著になる傾向は改善されていないこと、町村では市町村推進計画の策定率が低く、地域によって差が見られること等の課題が見られました。

平成25年5月に策定された第三次基本計画は、第二次基本計画における成果や課題等を検証したうえで、おおむね5年（平成25年度から平成29年度）にわたる施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにするものとなっています。

第三次基本計画では、基本的方針として、「家庭、地域、学校を通じた社会全体における取組」、「子どもの読書活動を支える環境の整備」、「子どもの読書活動に関する意義の普及」を掲げています。これらの取組の効果的推進を図るために、関係機関の連携を強化しながら、地域・学校・図書館・民間団体等における推進を図っていくこととしています。

特に子どもの読書離れに関して、第三次基本計画では「不読率」（1か月に1冊も本を読まない子どもの割合）の改善を目指すこととしています。また、読書の量を増やすことのみでなく、読書の幅を広げ、読書の質を高めていくことが必要であるとしています。

【国の第三次基本計画の指標】

① 不読率（1か月に1冊も本を読まない子どもの割合）の改善

	H24（現状）	H29（指標）	H34（参考）
小学生	4.5%	3%以下	2%以下
中学生	16.4%	12%以下	8%以下
高校生	53.2%	40%以下	26%以下

※平成24年度からの10年間で半減を目指す

② 市町村推進計画の策定率の向上

	H23（現状）	H29（指標）
市	71%	100%
町村	39%	70%以上

3 第三次みやぎ子ども読書活動推進計画について

宮城県では、第三次みやぎ子ども読書活動推進計画を平成26年3月に策定しました。これは、平成16年3月に策定した「みやぎ子ども読書活動推進計画」、平成21年4月に策定した「第二次みやぎ子ども読書活動推進計画」を継承する計画とし、これまでの成果や課題、平成23年3月に発生した東日本大震災による影響等を踏まえて策定したものです。

この計画は「みやぎの子どもが、自主的な読書活動を通じて、夢と高い志を持ち、心豊かでたくましく生き抜く力を身に付けること」を目指し、「子どもの読書活動を推進する意義の理解促進」、「子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備」、「子どもの読書活動の習慣化に向けた活動促進」の3点を重点施策としています。

計画期間は平成26年度から平成30年度までの5年間で、県内の子どもの読書活動を積極的に推進していくこととしています。

4 本市におけるこれまでの取組の成果・課題

(1) 基本の方針ごとの取組の成果・課題

第一次計画に引き続き、第二次計画においては、4つの基本の方針のもとに、13の重点施策、6つの成果指標を掲げ、様々な施策に取り組んできました。

①子どもが読書に親しむ機会の提供の取組における成果と課題

図書館では、おはなし会の実施、子どもの本の展示など様々な行事の実施を通じて、読書のきっかけづくりとなるような取組をしてきました。また、保育所や児童館における絵本の読み聞かせや学校での始業前に行われる朝読書^{※7}は、継続して実施し、広く普及しました。このほか、図書館ホームページ内に中高生向けのコンテンツを開設したり、図書館全館にヤングアダルト^{※8}コーナーを設置するなど、中高生の図書館利用を促進するような取組も実施してきました。

このような取組で一定の成果は得られたものの、学校段階が上がるにつれて読書から遠ざかる傾向は依然としてあり、子どもの発達段階に応じた読書習慣の定着に向けた取組が引き続き求められています。

②子どもの読書環境の整備・充実の取組における成果と課題

「子供と本の場づくり・関係づくり」をコンセプトに、平成21年3月に泉図書館を拡充する形で開室した子供図書室では、テーマ展示や夏休みの宿題を応援するコーナーの設置など子どもが興味を持つような展示の工夫や、子育て支援施設のびすくと連携したおはなし会の実施など、子供図書室の機能の充実を図りました。また、学校図書館では、総合的な学習の時間に利用するため、一定期間のパソコン設置や資料コーナーの設置を行い、調べ学習に対応した学習・情報センターとしての機能充実や蔵書のデータベース化の推進に継続的に取り組みました。ほかに、子どもへの読書の機会の提供と地域の生

※7 始業前の10分程度を利用して行う読書活動。児童生徒の読書に親しむ態度や自ら調べる態度を育成することを目的としたもので、教材ではなく、各自で用意した好みの本を黙読する。

※8 一般的には、子どもから大人への転換期にある13歳から18歳までの年齢層のこと。この年代の好みや心理に配慮した図書資料を展示しているコーナーをヤングアダルトコーナーという。

涯学習の場の支援を目的に学校図書室を週末に開放する学校図書室等開放事業^{※9}についても継続的に取り組んできました。

今後事業をより一層推進するためには、各校の状況やニーズに応じたさらなる取組が必要となっています。

③子どもの読書に関する理解の促進の取組における成果と課題

学校では、学校図書館運営に関し活動実践が顕著な事例について、研修会において紹介するなどして学校間の情報共有を図るとともに、学校での読書活動の取組促進につながるよう読書に対する教職員の意識向上に努めました。教職員が、読書の意義や重要性について理解を深めることは、子どもに対する多様な読書のきっかけづくりにつながるため、今後もより一層の教職員の意識と能力の向上が求められています。

また、図書館では乳幼児の保護者向けブックリスト「あかちゃんと楽しむはじめての絵本」を作成し、子育て支援施設のびすくや乳幼児健診において広く配布し、保護者への読書活動推進のための情報提供に努めました。そのほか、子育て講座やPTA主催事業、社会学級などの機会を活用し、家庭での読書の重要性についての広報も実施しました。

乳幼児期から親子で読書の楽しさを体感することの大切さに対する認識を深め、家庭での読書活動の取組につなげていくためには、このような機会を通じて、保護者の理解や協力を得ていくことが重要です。

④家庭、地域、学校、図書館、ボランティアなどの連携・協力の取組における成果と課題

図書館職員が学校を訪問して行うブックトーク^{※10}は、全小学校において実施し、さらに、ブックトーク後には図書館職員が学校図書館職員などとの情報交換を行っています。学校図書館の効率的な運営に関しても、学校と図書館が連携しながら情報共有を図りました。また、庁内に「仙台市子ども読書活動推進会議」を設置し、子ども読書活動の推進に関わる情報を担当部署間で共有し、課題確認をすることで計画の総合的、継続的な推進に努めました。

家庭、地域、学校、図書館、ボランティアなど子どもの読書活動には様々な主体が関わっています。より効果的な取組を実施していくためには、子供図書室を中心として各主体の連携を強化していくことも求められています。

※9 市立小学校の学校図書館等の施設を週末に開放し、読書の機会を提供するとともに子どもの居場所を拡大し、地域の生涯学習の場として活用する事業。平成28年3月現在、21校で実施中。

※10 ひとつのテーマに沿って、何冊かの本をあらかじめ著書紹介などを交えて順に紹介しながら、本の楽しさを知ってもらうための手法。

(2) 第二次計画における成果指標と実績

成果指標については、児童書の蔵書冊数や図書館で行っているおはなし会の参加人数などについて目標が達成できた一方、1日30分以上読書する児童生徒の割合や、学校図書館や地域の図書館に月1回以上行く児童生徒の割合については伸びが見られないなど、目標達成が難しいものもありました。

現状として、児童生徒は1日の生活時間の中で、勉強やテレビ、ゲーム、携帯電話やスマートフォンでの通話やメール等、様々なことに多くの時間を使っており、読書に使う時間が少なくなっているとも考えられます。

成果指標		第一次実績 (平成22年度)	第二次実績 (平成27年度)	第二次目標 (平成28年度)
家や図書館でふだん(月～金)1日に30分以上読書する児童・生徒の割合(教科書、参考書、漫画、雑誌を除く。)	小6	40.2%	39.0%	50.0%
	中3	31.4%	30.8%	40.0%
昼休みや放課後、学校が休みの日に、学校図書館や地域の図書館へ月1回以上行く児童生徒の割合	小6	39.4%	38.4%	50.0%
	中3	21.2%	18.8%	30.0%
市立図書館児童書蔵書冊数 (15歳以下1人あたりの平均蔵書冊数)		4.8冊	5.1冊	5冊
市立図書館児童書貸出冊数 (15歳以下1人あたり年間平均貸出冊数)		8.5冊	9.1冊	10.5冊
市立小・中学校の学校図書館貸出冊数 (1人あたりの年間平均貸出冊数)	小	32.4冊	37.3冊	32冊(※)
	中	6.2冊	6.4冊	9冊
市立図書館おはなし会参加人数		7,947名	11,965名	9,500名

※計画期間中、毎年度32冊を目標とする。

第3章 子ども読書活動推進計画（第三次）の目的と基本の方針

1 計画の目的

子どもが自ら読書を楽しみ、人生をより深くより豊かに生きる力を身に付けることができる読書環境をつくる

第一次計画と第二次計画では、子どもが読書に親しむ視点を重視しながら、そのための望ましい読書環境づくりを目的として掲げました。第三次計画においては、第一次計画及び第二次計画の目的からさらに進み、子どもが読書に親しむだけでなく、自ら進んで楽しく読書することを通して、身近で日常的なことから国際的・専門的なことまで様々な知識や経験や考え方に触れるとともに、幅広く多くのことを学び、人生をより深くより豊かに生きることができる力を身に付けられるよう、多様な読書活動ができる環境づくりを目指します。

2 基本の方針

（1）子どもが読書に親しむ機会の提供

子どもが読書の楽しさ、大切さを知ることができるよう、家庭、地域、学校等において、子どもが読書に親しむ機会を幅広く提供していきます。

また、子どもの発達段階に応じた読書支援を行い、子どもが読書を継続的に楽しむことのできる力を育てます。

（2）子どもの読書環境の整備・充実

子どもの読書活動の推進を図るため、子どもが興味を抱き、感動をおぼえる良質な本を身近に整えるなど、子どもが自ら足を運び、本を手に取りやすい読書環境の整備・充実を図ります。

また、学校の教職員や子育て支援施設の職員、ボランティアなど、子どもの読書活動を支える人材の育成や活動の支援に取り組みます。

（3）子どもの読書に関する理解の促進

子どもの身近にいる大人に対し、児童書や子どもの読書に関連する活動などの情報を幅広く提供するとともに、広くこの計画の周知を図ることで、読書の意義や大切さについて啓発活動を行います。

また、子どもだけでなく大人も読書に親しめる環境づくりを通して、子どもの読書活動に対する理解を深め、社会全体で子どもの読書活動を支える機運を高めます。

（4）家庭、地域、学校、図書館、ボランティアなどの連携・協力

家庭、地域、学校、図書館、ボランティアなど、子どもの読書活動を取り巻く様々な主体が相互に協力し、連携を図りながら計画を推進します。

3 成果指標の設定について

子ども読書活動推進計画の目的の達成度を数値で計測することは困難なことです。第一次計画及び第二次計画では、目的達成と関連性のある指標について、成果指標を設定し、計画の推進状況の把握に努めてきました。目標を達成できなかった成果指標も一部ありますが、これらの指標は一定の役割を果たしています。

しかし、子どもの読書活動を推進していくにあたっては、読んだ冊数の増加など、読書活動の数量的な広がりだけを求めるのではなく、子どもたちの感性を磨き、表現力を高め、創造力を育むことのできるような質の高い読書活動を広めていくことに重点を置くことも必要です。

そこで、活動状況を把握するための成果指標は、第三次計画期間中も継続して達成状況を調査していくこととし、今後 10 年を見据えながら、第二次計画の実績を踏まえ、過去の実績値を上回る目標値への見直しを行うこととします。また、新たに「1か月に1冊も本を読まない子どもの数（不読率）」を加え、国の第三次基本計画を踏まえた目標とします。あわせて、この計画の目的達成に資する取組事例を収集し、計画の成果として蓄積していくとともに、特色のある事例や、参考となる事例について情報を発信しながら、子どもの読書の幅を広げ、読書の質を高めていくような取組を推進していきます。

仙台市子ども読書活動推進計画（第三次）成果指標

成果指標		第二次実績 (平成 27 年度)	第三次目標 (令和 5 年度)
家や図書館でふだん（月～金）1日に30分以上読書する 児童・生徒の割合（教科書、参考書、漫画、雑誌を除く。）	小 6	39.0%	45.0%
	中 3	30.8%	35.0%
昼休みや放課後、学校が休みの日に、学校図書館や地域の 図書館へ月1回以上行く児童生徒の割合	小 6	38.4%	45.0%
	中 3	18.8%	25.0%
市立図書館児童書蔵書冊数 (15歳以下1人あたりの平均蔵書冊数)		5.1冊	5.5冊
市立図書館児童書貸出冊数 (15歳以下1人あたり年間平均貸出冊数)		9.1冊	10.5冊
市立小・中学校の学校図書館貸出冊数 (1人あたりの年間平均貸出冊数)	小	37.3冊	37冊（※1）
	中	6.4冊	9冊
市立図書館おはなし会参加人数		11,965名	12,000名
1か月に1冊も本を読まない子どもの数（不読率）	小	—	3%（※2）
	中	—	12%（※2）

※1 計画期間中、毎年度 37 冊を目標とする。

※2 平成 28 年度子どもの読書活動に関するアンケート調査では、仙台市の不読率は小学生 5.9%、中学生 16.5%。国の第三次基本計画では、計画 5 年目の平成 29 年度の指標として、小学生 3%以下、中学生 12%以下として設定している。

第4章 子ども読書活動の推進のための取組

1 家庭における読書活動の推進

(1) 施策の方向

子どもが本と出会う最初のきっかけは、保護者や身近な大人が本を読み聞かせることである場合が多いと考えられます。生涯にわたる人間形成の基礎を築く時期である乳幼児期に、日常生活の中で読み聞かせをしてもらうことにより、本に触れる喜びを体験し、読書の楽しさを知り、読書への興味や関心が引き出され、その後の自主的な読書活動の原動力となっていきます。

これまでに行われた読書に関する調査では、保護者が読書好きであるほど、その子どもも本を好きになる傾向が認められています。また、保護者が読み聞かせをしていた期間が長い子どもほど、読書が好きで読書冊数も多くなる傾向も認められており、保護者の読書に対する態度や家庭内での子どもとの関わりが、子どもの読書習慣の形成に大きく影響すると考えられます。乳幼児期から、読書に親しむきっかけをつくっていくことが、読書好きの子どもを育てていくために有効です。

さらには、絵本の読み聞かせを通じて保護者から言葉を語りかけてもらう温かい経験が、乳幼児期の親子関係に良い影響を与えることも分かっています。幼い子どもにとって保護者が自分に向き合い、本を繰り返し読んでくれることは、保護者の愛情を感じながら読書の楽しさにふれる第一歩であり、また、保護者にとっても本を通じて子どもとの温かい心のふれあいをもち、子どもとの心のつながりを深めることができる大切な機会となります。

このため、保護者に対して、子どもの読書活動の意義や家庭での読書環境づくりに関する積極的な情報提供を継続的に行い、子ども読書活動に関する保護者の理解を深め、家庭での読書の機会の創出につなげていく必要があります。

(2) 推進すべき施策

【重点的な取組】

- 乳幼児の保護者向けブックリストの活用促進
- 様々な機会を活用した家庭での読書習慣のきっかけづくり
- 家族が一緒に読書し、同じ話題を共有する「家読（うちどく）」の推進

ア 家庭における読書活動への理解促進

保護者自身の読書量や読書についての意識、子どもが読書をすることの大切さに対する理解は、子どもの読書習慣に大きな影響を与えることから、読書活動に対する保護者の意識の醸成や理解の促進が重要です。

このため、各区保健福祉センターで実施している両親教室や育児相談等の機会

を活用して、乳幼児の保護者向けブックリストの配布や読み聞かせ会などを実施し、乳幼児の保護者に、読み聞かせの楽しさを伝えていきます。

また、就学時健康診断等の機会や、社会学級、PTA活動等の保護者が集まる様々な機会を捉えて、家庭での読書の重要性についての啓発や、家庭での読書の取組の紹介など、日常的な読書活動の推進のための情報提供を積極的に行っていきます。

イ 家庭における読書活動の推進

乳幼児期における読み聞かせや、成長に応じて親子がともに読書することなどを通して、親子のふれあいを深めるとともに子どもが本に親しむきっかけをつくっていくことが大切です。

乳幼児の保護者向けブックリストの活用や読み聞かせ会の開催などにより、保護者に読み聞かせの楽しさを知ってもらい、まず保護者が子どものために本を手取るような機会づくりや、乳幼児に絵本との出会いを届ける機会をつくる方策の実施を図ります。

また、家庭で家族が一緒に読書をし、同じ話題を共有して感想を伝えあう「家読（うちどく）」の推進など、親子で読書に親しむ機会づくりなどについて、保護者への啓発を行います。

さらに、保護者がどこにいても子どもの読書活動に関する情報を入手できるよう、ホームページの充実を図ります。

2 地域における読書活動の推進

(1) 施策の方向

子どもが本に親しむきっかけをつくる役割は、家庭だけでなく地域でも担っていく必要があります。家庭では読書に親しむ環境づくりや本の数などに限界があり、より幅広い多層的な取組を推進していくために、地域に求められる役割は大きいと考えられます。

地域には保育所、児童館、市民センターなどの施設があり、これらの施設では、子どもの読書活動推進に関する様々な取組が行われています。また、地域文庫^{※11}や家庭文庫^{※12}、読み聞かせボランティア等、子ども読書活動に関わる多くの市民団体が地域に根ざした活動を行っています。

保育所では、日常の保育の中での読み聞かせの実施や、図書コーナーの設置、保育所だより等での絵本の紹介など、子どもが気軽に絵本にふれることができる環境づくりに取り組んでいます。

児童館では、読み聞かせなどの読書活動を実施したり、図書室において貸出し事業を実施したりするところも多くあります。

市民センターでは、図書の貸出しや図書ボランティア^{※13}等の養成・活動支援を行っています。また、家庭教育に関する講座の中で、読書の重要性についての理解の促進に努めています。

子育て支援施設のびすくは現在市内に5館あり、それぞれの施設で絵本のコーナーを設置したり、おはなし会などの事業に取り組んでいます。特にのびすく泉中央は、泉図書館との併設施設であり、泉図書館内にある子供図書室との連携を進めています。

仙台文学館では、「こどもの本の部屋^{※14}」を常設しているほか、夏休みに「こども文学館えほんのひろば^{※15}」を開催し、児童書の展示や読み聞かせなどを行っています。

乳幼児を連れた保護者や子どもの生活圏を考え合わせると、徒歩圏内にあることも多いこれら地域の各施設で、保護者と子どもが気軽に立ち寄りやすく利用しやすい読書活動の場づくりが重要と考えられます。家族で読書に親しむほかに、家庭から外に出て、より多くの人とコミュニケーションをとりながら読書に親しむことで、読書活動の広がりが期待できるとともに、人とのつながりが深まっていきます。このため、各施設での子ども読書活動の取組をさらに充実させていきます。

また、地域で活動する文庫や読み聞かせボランティア等を支援するため、これまでも図書館の貸出しサービスをはじめ、ボランティア養成講座などの事業に取り組んできましたが、今後は、これらの市民団体との連携、地域の施設同士の連携をさらに進め、子ども読書活動推進の動きを地域全体に広げていく必要があります。

※11 コミュニティ・センターや集会所を使用し、住民組織が主体となって本をそろえ、図書館から借りた本を加えて、閲覧や貸出しを行うもの。

※12 個人が自宅を開放し、自分の蔵書や図書館からまとめて借りた本の閲覧や貸出しを行うもの。

※13 図書の整理や修理等を行うボランティアのこと。

※14 文学館の一角に設置した絵本や児童書を自由に読んでもらうスペースのこと。平成16年4月から常設となり、開架冊数約200冊、主に親子連れの来館者を対象としている。

※15 夏休み期間中に文学館で開催する企画展のひとつ。絵本原画展、絵本・児童書の自由閲覧コーナー、創作コーナーなどで構成しており、おはなし会なども実施している。

(2) 推進すべき施策

【重点的な取組】

- 市民センターにおけるボランティア養成等の推進と子ども向け事業の充実
- 児童館やのびすくなど子育て支援施設における事業の推進

① 読書に親しむ機会の提供

ア 市民センターにおけるボランティアによる子ども向け事業の充実

市民センターにおいては、ボランティアによる読み聞かせ会の実施や「読書まつり」の実施など、子どもが読書に親しむ機会の提供に関する事業の一層の充実を図ります。

イ 保育所における絵本の読み聞かせやおはなしを聞く機会の充実

保育所では、日常の保育の中で絵本、紙芝居などの読み聞かせやおはなしを聞くなど、乳幼児が本に親しむ機会を多く持っています。今後、保育所の教育活動として絵本を計画的に活用した保育実践を実施していくとともに、乳幼児期の読書体験の機会を拡充していきます。

ウ 児童館の幼児クラブ等における絵本の読み聞かせ事業の推進

児童館では、乳幼児とその保護者を対象に実施している幼児クラブ等において、絵本の読み聞かせを実施しています。この取組を今後も継続して実施するとともに、ボランティア情報等を活用し、絵本の読み聞かせ事業を推進していきます。

エ 子育て支援施設のびすくにおける絵本の読み聞かせ事業の推進

のびすく仙台、のびすく泉中央、のびすく長町南、のびすく宮城野、のびすく若林において、図書館やボランティアと連携した絵本の読み聞かせ事業などを推進していくとともに、絵本の選び方・楽しみ方などについて啓発事業を行い、子どもが本に親しむ機会を提供していきます。

オ 文学館における「こども文学館えほんのひろば」の開催

夏休みに企画展「こども文学館えほんのひろば」を開催し、児童書の展示や読み聞かせなどの多彩な活動を展開し、親子でお話の世界を楽しむことができるイベントを実施します。

また文学の普及啓発のため、学校と連携しながら学芸員による出前講座を年間を通して実施します。

② 読書環境の整備・充実

ア 貸出し事業の推進

保育所においては、保育所等地域子育て支援事業^{※16} 及び仙台市保育所地域活動事業^{※17} 等の推進により、保育所入所児童の家庭や地域への図書貸出しが行われています。今後も、より多くの子どもが興味を持つことができるような工夫や年齢に応じた絵本の充実に努めます。

児童館図書室では、多くの館で図書の貸出し事業を実施していますが、図書館や市民センターで養成したボランティアに活動してもらうなど、子どもが利用しやすい環境を今後も整えていきます。

また、地域文庫、家庭文庫の活動を支援するため、図書館の文庫活動への貸出しを引き続き推進します。さらに、学校図書館を地域に開放する学校図書室等開放事業について、一層の利用促進のため、地域のボランティアとの連携により実施校や開放日の拡大を図っていきます。

イ 図書資料等の充実

保育所においては、各保育室、ホール、廊下、玄関等の入り口に図書コーナーを設置しています。より計画的に図書の充実を図るとともに、本の配置場所や配架を工夫することにより、身近に自然に本がある状況を作り、引き続き子どもが自由に絵本にふれることができるよう整備していきます。

また、市民センターや児童館の図書室、文学館の「こどもの本の部屋」について、引き続き図書資料の充実に努めていきます。

ウ ボランティア養成等の推進

市民センターや図書館においては、おはなし会や読み聞かせ会に携わったり、図書の整理などを行ったりするボランティアの養成を引き続き推進していきます。ボランティアに興味を持ってもらうため、中高生を対象とした講座の実施も行っています。

また、ボランティアのスキルアップ（技術の向上）を図るため、必要な技術や知識を習得する場の提供にも取り組んでいきます。ボランティアの養成にあたっては、市民センター、児童館、図書館などの連携による事業展開も図っていきます。

エ 研修の実施

子どもの読書活動を推進するためには、本と子どもを結びつける人材の育成が

※16 保育所内に地域子育て支援センター(室)を設置し、地域の子育て家庭に対する相談指導や体験保育、子育てに関する情報提供、子育てサークルへの支援等を行い、地域全体の子育てを支援する事業のこと。

※17 通常の保育の中で保育所の地域への開放や異年齢交流等を行い健全な子育て環境の一助を担う事業のこと。

大変重要です。子どもとふれあう機会の多い児童館職員や保育士などには子どもと本の橋渡しの役目が求められているといえます。

日常的な会議等を活用し、読書の意義等について職員間で共通理解が持てるよう努めます。また、保育士の新任職員研修、勤続年数や役職に応じて行われる研修等においてスキルアップや情報交換等のための研修などを実施するよう努めていきます。

③ 読書に関する理解の促進

ア 保育所による情報提供・啓発

保育所は、保護者に直接働きかけることができる場であることから、保育所だよりや保護者向けの絵本だよりの発行、保育参観、懇談会等の機会を通じて、絵本の楽しさや読み聞かせの大切さについて保護者に対し継続的に啓発を行っていきます。また、保育の中での読み聞かせの様子や、家庭での読書の状況について、保護者との情報共有を図り、効果的な読書活動につなげていきます。

イ 市民センター事業を活用した啓発

市民センターでは数多くの事業を展開していますが、その中でボランティアによるおはなし会の実施や子育て世代の保護者に向けた読書活動に関する啓発事業などに取り組んでいきます。

また、読書活動に関する様々な情報の収集を図り、随時情報提供を行っていくなど、子どもに限らず、大人も視野に入れた啓発活動を行っていきます。

3 学校における読書活動の推進

(1) 施策の方向

学校においては、国語科をはじめとする各教科の学習や、総合的な学習の時間における調べ学習^{※18}などで、読書活動が行われています。また、教科等以外でも、朝読書や読書まつり^{※19}など、全校一斉の読書活動がほとんどの小・中学校で実施されています。特に、朝読書の取組は、平成 27 年度の実績で 97%の実施率となっており、子どもたちが本に親しむ機会として、各学校で定着が図られてきました。

現行の学習指導要領では、教育課程実施に当たっての配慮事項として、読書は、「児童生徒の知的活動を増進し、人間形成や情操を養う上で重要であり、児童生徒の望ましい読書習慣の形成を図るため、学校の教育活動全体を通じ、多様な指導の展開を図ることが大切である。このような観点に立って、各教科等において学校図書館を計画的に活用した教育活動の展開に一層つとめることが大切である。」としています。

これに加えて次期学習指導要領では、学習の在るべき姿を「主体的・対話的で深い学び」とし、それに向けた授業改善の議論が行われています。どのように学ぶかという学びの質や深まりを重視し、課題の発見と解決に向けて主体的・対話的に学ぶ学習活動を行っていくために、学校図書館は、図書館資料の活用とともにその機能を発揮していくことが求められています。

今後は、これまで以上に各教科等における学校図書館を活用した学習活動や、日々の読書指導の充実を図ることが大切になります。そのためには、司書教諭^{※20}のみならずすべての教職員が連携して子どもの学習活動や読書活動を推進していくことが重要となります。

学校図書館への人的配置については、平成 26 年度の学校図書館法の改正により、「12 学級以上の学校だけでなく、11 学級以下の学校においても司書教諭を配置するよう努めること」や「学校図書館の職務に従事する学校司書^{※21}を置くよう努めること」が求められました。市立小・中学校の学校図書館においては、平成 28 年度はほとんどの学校に司書教諭を配置し、学校図書事務員^{※22}はすべての学校に配置しています。学校図書事務員は 2 人体制で、週 5 日勤務としており、長期休業期間中における開館の可能性も考えられます。

さらに、学校図書館の運営には、図書館、保護者や地域住民ボランティアと連携を図った取組も進められており、小学校では、図書館職員によるブックトーク、保護者や地域住民による読み聞かせボランティアの協力を得ている学校も増えています。

年齢が上がるにつれて読書離れが課題とされる中で、子どもの読書習慣を形成して

※18 授業の中で設定した課題について、図書資料やインターネット、あるいは実際に見学などを通して、子どもが調べる学習活動のこと。

※19 読書週間などに、図書委員が中心になって行う集会活動のこと。子どもたちやボランティアによる読み聞かせなど、創意工夫された内容のものが行われている。

※20 学校図書館の専門的業務にあたる職員（司書）のこと。学校教育の重要な一部分を担う者であり、教諭であることが前提とされているために、特に司書教諭と名づけられている。

※21 学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員のこと。

※22 司書教諭等と連携・協力し、学校図書館の運営・活用に関する業務を行う事務職員のこと。

いく場として学校は大きな役割を担っています。子どもが生涯にわたって、読書に親しむ習慣を形成するために、学校においては児童生徒の読書活動への関心・意欲を高め、読書の幅を広げていくことができるような環境を整備し、発達段階に応じた適切な支援を行うことが求められています。

(2) 推進すべき施策

【重点的な取組】

- 読書習慣の確立とアクティブ・ラーニングの視点からの読書指導の充実
- 学校図書館活用を推進していくための体制の充実
- 読書指導に関する教職員の意識と能力の向上

① 読書に親しむ機会の提供

ア 計画的、継続的な指導の充実

学校図書館の利活用を一層深めていくために、学校経営における学校図書館の位置づけを明確にするなど、読書活動を全校的に展開できる校内体制づくりを進めることが必要です。そのうえで、学校全体として子どもが本と親しむ機会を設け、読書習慣づくり、読書力の向上に取り組んでいくことが大切です。

また、「主体的・対話的で深い学び」（いわゆる「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善）の実現のためには、子ども同士の対話に加え、子どもと教職員、子どもと地域の人、本を通した子どもと本の作者などとの対話を図るなど能動的な読書が求められています。

図書館教育の年間指導計画について、より一層の充実に努め、授業での多様な読書活動の展開ができるよう各教科、総合的な学習、学級活動等の年間計画においても、学校図書館の利用を明確に位置づけるなど、校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に取り組む体制を整備していきます。

イ 全校一斉の読書活動の取組の推進

次期学習指導要領では、思考を深めたり活性化させたりしていくための語彙を豊かにすることが求められています。多くの語彙や多様な表現に触れたり、未知のことを知ったり、疑似体験をしたり、新しい考えに出会ったりして、資質・能力をより高める重要な活動の一つとして読書が取り上げられています。

自ら進んで読書をし、読書を通して人生を豊かにしようとする態度を養うために、読書活動を改善・充実させるとともに全校一斉の読書活動など子どもたちに読書をする習慣が身に付くような活動を推進する必要があります。また、読書活動に学校全体として取り組むことは、子どもたちの読書に対する興味・関心を喚起するだけでなく、教職員の読書に対する意識の向上という点からも大切です。

全校一斉の読書活動には、始業前の「朝読書」、授業時や休憩時等に行われる「読書の時間」などの読書活動、あるいは「子ども読書の日^{※23}」にちなんだ様々な取組やイベント、「秋の読書週間」や「読書まつり」などにおける読書活動があります。中でも、始業前に行われる「朝読書」は、継続的な実施により定着してきており、朝落ち着いた雰囲気の中で一日の学校生活を始められることなどの効果もあることから、今後も継続して取り組んでいきます。

ウ 多様な表現活動の推進

読書感想文を子どもに求めることは、読書嫌いを生むことにつながるおそれがあります。しかし、読後に自分の内面を振り返ることは、自己を見つめ直すことや、心を豊かにすることにつながります。また、自分が感じたことを友達と話し合うことは楽しみを共有するとともに、一つの作品でも多様な読み方ができることを感じるにつながります。

楽しく表現活動に取り組ませるには、無理に長い文章を求めるのではなく、児童生徒の実態に応じた多様な表現形態を取り入れることが大切です。例えば、読書感想画、読書郵便^{※24}、読書新聞^{※25}、絵本づくり、続き話づくり、劇づくり、カルタづくり、読書クイズづくりなどの手法を利用することにより、読後の多様な表現活動の充実を図ります。

エ 多様な読書活動の推進

表現活動だけでなく、多様な読書活動を推進することは、子どもたちの読書の幅を広げることにつながります。読書の入門期にあたる児童や自力読み^{※26}に移行する時期の児童にとって、読み聞かせ等の活動は読書好きになる大変有効な機会となります。

そのために、読み聞かせ、ストーリーテリング（素話）^{※27}、ブックトーク、読書会^{※28}、ビブリオバトル^{※29}、あるいは教科・総合的な学習の時間における調べ学習など、幅広い様々な読書活動への取組を推進します。

また、教育センターや図書館における学校図書館担当者等の研修会の充実を図り、教職員の指導力向上を図ります。

※23 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第10条において、4月23日を「子ども読書の日」と定めている。

※24 友達や家族などに、読んで楽しかった本の紹介をするため、手製のはがきやカードなどによりメッセージを伝えるもの。

※25 本の紹介を新聞形式で行うもの。あらすじ紹介、作者紹介、他の作品紹介、作品にまつわるクイズなど、内容はそれぞれ工夫して取り組むことができる。

※26 自分の力で読み進めること。

※27 語り手が物語を覚えて、子どもたちに語ること。

※28 数人の人が集まって本を読み、感想や意見を発表する会。読書討論会や読書発表会、輪読会などがある。

※29 発表者が面白いと思った本をそれぞれ紹介し合い、一番読みたくなった本を多数決で決定するもの。

オ 図書の紹介や読書量などのめやすの設定の工夫

子どもにとって教職員から本を薦められることは、読書意欲の向上につながります。また、子ども同士で共通の本を読み、感想を交換しあったり、同じテーマで読み深めたりする活動を展開することにより、子どもは読書の楽しみや読みの深さを味わうことができます。子ども同士で読んだ本の感想を紹介するなど、子どもたちが共有・共感し合える読書活動の充実を図ります。

さらに、必読書や推薦図書を選定して、手に取りやすい場所に図書コーナーを設けたり、読書ノート^{※30}の活用や読書マラソン^{※31}というような形での読書記録の仕方の工夫や奨励をしたりすることにより、子どもの読書意欲を高めることができます。これらについては、学校図書館研究部会^{※32}や学校訪問^{※33}等において、様々な取組の充実を促していきます。

② 読書環境の整備・充実

ア 学校図書館の環境整備の工夫

子どもが自由に読書を楽しみ、読書に親しむことを習慣化するためには、学校図書館を子どもにとって居心地のよい空間にしていくことが大切です。

そのために、移動型机を配置したり、新刊本などの図書の紹介の仕方や学校図書館内外の掲示、子どもたちが利用しやすい図書の配架や室内レイアウト等を工夫したりするなど、各学校の創意工夫による様々な取組を推進するとともに、特色のある取組をしている学校に対して、図書費の重点配分を行うなどより一層の支援をしていきます。

また、図書館と学校間での図書資料の効率的な配送システムの構築を検討するなど、図書資料の流通を促す取組を拡充することで、子どもが様々な本に出会える機会を増やします。

さらに、調べ学習のための資料コーナーを設置したり、インターネット検索のためにパソコンを複数台用意したりするなど、学習・情報センターとしての環境整備により一層努めていきます。

イ 蔵書整備の充実と工夫

仙台市の学校図書館の蔵書数は所定の水準を満たしていますが、より一層充実した蔵書等の整備が必要です。蔵書整備にあたっては、情報が新鮮で利用価値のある図書資料の提供が必要となるため、購入と廃棄のバランスを考慮した整備を適宜行うよう取り組みます。

※30 読書の記録用の冊子のこと。

※31 読書記録のひとつの工夫で、目標を設定し、一定のページを読んだら、色を塗るなどして目標到達を目指して記録していくもの。

※32 教員による研究組織のひとつで、読書指導に関する指導力の向上と子どもたちの読書活動の推進を目的に設置しているもの。毎年研究主題を設定し、それに基づいた授業研究や読書感想文コンクールなどを行っている。

※33 教育委員会の指導主事が、学校に出向き、教育活動がより充実したものになるように、指導・助言を行うもの。

図書資料を購入する際には、図書選定委員会を設置し、司書教諭（図書主任）を中心に学校図書館整備・図書購入計画を立てるのが一般的です。その際には、司書教諭や学校図書事務員の図書に関する豊富な知識を生かすとともに、学校図書館の前にリクエストボックスを設置したり、子どもも図書展示会に参加させたりするなど、子どもの希望をできるだけ反映し、子どもが読みたくなるような本を揃えることに配慮します。

また、書籍以外の新聞やパンフレット、小冊子、チラシ等の資料についても、全教職員あるいはPTAと協力しながら集めるなどして充実した資料整備に努めます。

ウ 支援を要する子どもの読書活動の推進

障害のある児童生徒、帰国・外国人児童生徒が、読書活動を進めやすいように工夫することが大切です。例えば、担任教師と一緒に絵本を読んだり、交流及び共同学習^{※34}での読み聞かせに参加したりするなど、様々な形で読書に取り組むことができるように努めます。

また、図書館の貸出サービスを利用し、点字付き絵本、さわる絵本、大活字本、外国に関する本など子どもが本に親しめるように児童生徒の実態に応じた選書に努めます。

エ 学校図書館の情報化の推進

学校図書館には、子どもの想像力を培い、学習に対する興味・関心を呼び起こし、豊かな心をはぐくむ読書センターとしての機能だけでなく、自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する学習・情報センターとしての機能を持たせることが必要です。

そのために、学校図書館にパソコンを整備し、校内LANへの接続による調べ学習等を積極的に進めていきます。

また、蔵書情報や学習資料等のデータベース化を進め、蔵書管理や図書の貸出しの簡略化、貸出数などの各種統計資料への活用、地域住民への情報発信等に取り組むことにより、読書活動の推進及び開かれた学校図書館づくりを推進します。

オ 学校図書館の地域開放の推進

学校図書館を、子どもの読書の機会の拡充や地域の生涯学習の場として活用するためには、地域のボランティアの協力を得ながら、地域に開放していくことが求められています。学校図書室等開放事業について、長期休業期間中における開放の可能性を検討するなど、より一層の利用促進に向けて事業を推進していきます。

※34 特別支援学級に在籍する児童が、通常学級において共に生活したり、学習したりするもの。

カ 学校と図書館の連携事業の推進

図書館との連携・協力を行うことによって、学校図書館だけでは補えない蔵書を利用することが可能となり、子どもに質の高い読書活動の機会を提供することができます。また、図書館職員が学校を訪問し読み聞かせを行うことによって、子どもの読書の幅を広げることができるので、今後も積極的に連携を行っていきます。

キ ボランティアの受け入れ

学校図書館を効果的に運営し、また、読み聞かせやおはなし会など多様な読書活動を推進していくためには、保護者や地域のボランティアによる読み聞かせ、蔵書の配架・整理などの協力をこれまで以上に得ることが必要です。今後も多くのボランティアが活動できるよう受入体制を整えていきます。

ク 司書教諭及び学校図書事務員の活動の推進

図書資料の選択・収集・提供のほか、学校図書館を活用した教育活動の企画の実施、教育課程の編成に関する教職員への助言等にあたる司書教諭が、学校図書館運営に十分な役割を果たすことができるよう、校内において司書教諭の役割についてより一層の理解を図るとともに、教職員の協力体制の充実に努めます。

また、図書館の環境整備、図書の貸出し・返却、軽易なレファレンスサービス^{※35}等を行う学校図書事務員については、実務能力のスキルアップとともに、子どもや教職員の図書館活用の支援などを図るため、研修会や情報交換の機会の充実に努めます。

よりよい学校図書館運営を目指し、司書教諭と学校図書事務員が連携・協力をして、学校図書館のさらなる活用を実現できるよう研修機会や体制を整備します。

ケ 教職員の意識と能力の向上

子どもの読書活動を推進していくためには、子どもに関わる全教職員が、読書の意義や重要性について理解を深めることが極めて大切です。

司書教諭、学校図書事務員のみならず、校長や教頭、一般の教職員についても、読書指導に関する意識と能力の向上を図ることが必要であり、各種の教職員研修の中で読書教育に関する内容を取り上げるようにするなど、研修機会を充実させます。

また、図書委員会などの児童生徒の自主的な活動の促進や、地域のボランティアとの連携などを含め、学校における子どもの読書活動を総合的に推進できる体制を構築します。

※35 情報を求めている利用者に対して、図書館員が所蔵資料等を活用し、資料の検索や提供などを行うサービスのこと。

③ 読書に関する理解の促進

ア 学校図書館運営事例の情報提供

学校図書館の運営や環境づくり等において特色のある取組を実施している学校の例を紹介し、他校の参考となるように情報を提供していきます。

また、学校図書館運営に関するガイドブックの利用や子どもの読書活動に関する実態などの情報を提供し、読書活動の推進に役立てます。

イ 学校だよりや図書館だよりを活用した保護者への情報提供・啓発

学校だよりや図書館だより、広報誌等の活用、あるいは保護者会等の場を通じて読書活動について広報し、保護者の読書に対する意識の向上を図ります。また、保護者に対してボランティアの協力を要請するなどし、子どもの読書活動を保護者と協働で推進します。

4 図書館における読書活動の推進

(1) 施策の方向

図書館においては、子どもの読書年齢に応じた図書サービスの提供に努め、平成 15 年度に、幼児、小学校低学年、小学校中・高学年のそれぞれを対象とした本の紹介冊子「こどものための読書案内一本の森へー」を作成し、市内の小・中学校に配布しました。また、平成 16 年度には、乳幼児向けの絵本・紙芝居を 50 冊紹介した小冊子「あかちゃんの絵本」を作成し、市の関係機関において配布したほか、平成 28 年度には改訂版を作成しました。配布に合わせ、両親学級、育児相談など様々な機会を捉えた啓発活動にも取り組んでいきます。

乳幼児向けのおはなし会の参加者も着実に増加しており、乳幼児期からの読書の重要性への理解が定着しつつあります。平成 21 年 3 月、「子供と本の場づくり・関係づくり」をコンセプトに泉図書館内に開室した子供図書室を拠点に、今後も乳幼児から大人までを対象とした子ども読書活動推進事業を展開します。

また、家庭・地域・学校などとの連携による子ども読書活動推進にも力を入れて取り組んでおり、特に学校との連携では、平成 21 年度から全ての小学 4 年生を対象に、図書館職員が学校を訪問して行うブックトークを実施しています。

一方、図書館の利用者は小学生以下と成人がその大半を占め、中学生、高校生の図書館離れが顕著になっている中、ヤングアダルト世代を対象とした「YA 中高生のページ」を図書館ホームページ内に開設し、中高生自らが選んだおすすめ本を紹介するとともに、様々な悩みを抱える中高生たちへ図書館からのメッセージを伝えるなど、引き続きヤングアダルト世代が図書館を身近に感じられるサービスを進めています。

東日本大震災から 6 年が過ぎ、震災後に生まれた子どもたちは学齢期に入り、小学生だった子どもたちは思春期を迎えています。図書館では、「3.11 震災文庫^{※36}」をはじめ震災に関する幅広い資料の収集を進めており、引き続き防災・減災に資する資料収集に取り組んでいくとともに、その資料を活用し次の時代を担う子どもたちと震災の記憶を共有し、地域の歴史として継承していくことが重要となっています。

(2) 推進すべき施策

【重点的な取組】

- 家庭、地域、学校との協働による家庭での読書習慣のきっかけづくり
- ヤングアダルト世代への読書支援
- 子供図書室の機能の充実
- 障害のある子どもの読書を助ける資料の収集と貸出の充実
- 乳幼児の保護者向けブックリストの活用促進（再掲）

※36 東日本大震災に係る被災状況について後世に伝えるとともに、震災からの復興や生活再建を支援するため、平成 23 年 5 月から震災に関する書籍や新聞、行政資料、さらに震災発生当時から現在までの様々な資料を収集、保存、提供している。

① 読書に親しむ機会の提供

ア おはなし会、参加型行事等の実施

子どもにとって、おはなし会や読み聞かせ等は、本の楽しさを体感するうえで非常に効果があり、こうした機会を充実させていくことが読書好きの子どもを育てることに大きく寄与します。図書館では、子どもが本に親しみを持てるよう乳幼児から小学生まで年齢別の各種おはなし会や読み聞かせなどを引き続き開催していくほか、地域の施設などに出向いてのおはなし会なども実施していきます。

また、手話付おはなし会等障害のある子どもも楽しめる行事を開催します。

さらに、小学生を対象とした図書館の仕事体験やバックヤードツアーの実施、中高生の図書館サポーター^{※37}による自主企画への取組など、図書館の利用促進につながる機会を提供します。

イ 児童書のテーマ別展示会等の開催

子どもが数多くの資料の中から新しい一冊に出会ったり、読書の楽しみを広げたりできるよう、各図書館において毎月テーマを決めて児童書の展示を行います。また、春と秋には「子ども読書フェスティバル」を開催し、特別おはなし会や上映会、児童文学者講演会、全館共通のテーマによる展示会を実施するなど、子どもが本に親しむ機会をつくり図書館の継続的な利用につなげていくための取組を行います。

ウ 妊娠期の親や乳幼児とその親に対する読書支援

0歳から読書に親しむ機会を提供するため、子どもが本に出会うことの大切さを伝えながら、乳幼児向けの絵本を紹介するブックリスト「あかちゃんと楽しむはじめての絵本」について内容を更新のうえ継続発行し、引き続き健診時等に保護者に配布するほか、配布時に読み聞かせ会や情報提供を行うなど取組の強化を図ります。さらに、乳幼児の保護者が訪れる施設や医療機関などにも配布先を拡大します。

また、乳幼児期から本に親しみ、本の読み聞かせを通じて親子のふれあいを深めるきっかけをつくるため、ボランティアと協働で乳幼児向けおはなし会や赤ちゃんと楽しむ絵本とわらべうたの会などを引き続き開催します。

エ 小学生、中学生、高校生などへの年齢層に応じた読書支援

より多くの子どもたちが図書館に興味を持ち来館してもらえるよう、小学校、中学校、高校の新1年生全員に、学校を通して図書館利用案内を配布します。

また、図書館ホームページの「こどものページ」を小学生が楽しめる内容に更新するとともに、「YA中高生のページ」を中高生にとってより魅力的な内容に更新します。

※37 中学生、高校生への読書支援を目的として、同世代に向けた情報の発信を行う中学生、高校生ボランティアのこと。

特に図書館の利用が少ないヤングアダルト世代にアピールするため、「YA通信」等中高生に向けた図書館だよりやおすすめ資料紹介のパンフレットを発行するとともに、中高生の図書館サポーターを募集し、同世代に向けた情報の発信などに取り組みます。

② 読書環境の整備・充実

ア 図書館資料の充実と読書環境の整備

図書館では、現在約70万冊の児童書を有していますが、今後も豊富で多様な図書資料を学校をはじめ関係機関と協力しながら整備していくとともに、乳幼児期に家庭での読み聞かせ等で培われた読書習慣を継続するために、読書量が落ちる小学校高学年から中学生、高校生までもを対象とする蔵書の充実を図ります。

また、子どもの読書意欲を高めるため、中高生の図書館サポーターとの協働による書架づくりやリストづくりなどを進めます。また中高生のおすすめ図書投稿ボックスの設置やおすすめ本の紹介展示等を実施するなど、各図書館の実情を考慮しながら読書環境を整えていきます。併せて、読書通帳など新たな図書館利用のきっかけとなり読書継続の励みとなる方策について検討します。

読書がもたらす楽しい時間や心の安らぎ等は震災からの心の復興にもつながると考えられます。震災後6年が経過しましたが、子どもの状況は一様ではなく、時間とともに変化をしていくことから、子どもに丁寧に向き合う姿勢を大切に、長期的な視点で取り組んでいきます。

イ 図書館と学校の連携事業の推進

小学生、中学生にとって、日常の読書活動の場は、学校や家庭である場合が多いことから、図書館が学校や家庭に読書に関する情報を提供することにより、休日や学校の長期休業の時に図書館をより身近に利用できるようにします。

子どもの自ら学ぶ力や情報化社会への対応能力を育むため、施設や催し物の案内、季刊紙「ブックツリー（BOOK TREE）^{※38}」等による読書案内などの図書館情報を今後も継続的に提供していくとともに、学校における問題解決的な学習や探求的な学習等に資するため、レファレンスサービスや来館した子どもへの学習活動支援を一層充実させていきます。

また、図書館から学校等への図書貸出しを強化し、「朝読パック^{※39}」をはじめ多様なテーマによる貸出用パッケージを提供できるようにするとともに、より利用しやすい資料配送の方法について検討します。さらに、学校や地域のボランティアとの協働による学校でのブックトークの充実を図るほか、司書教諭と図書館職員との継続的な情報交換などを通じ、総合的な読書活動の支援を行います。

震災後、選書やブックトークのテーマ選定にあたっては、不安を抱える子どもたちの心のケアといった視点を取り入れてきました。今後も学校と連携し、子ど

※38 仙台市図書館が年4回発行している子どもの本の案内のこと。

※39 朝読書用パッケージ。朝読書の時間に自分で読むことができる内容の本。

もの成長に寄り添いながら、地域の歴史を継承するとともに、「3.11 震災文庫」を活用した防災・減災教育をテーマとする取組を進めていきます。

ウ 文庫や読み聞かせなどのボランティアや市民団体との協働

おはなし会や読み聞かせ等に子どもが参加する機会を充実させていくためには、地域文庫や家庭文庫、読み聞かせなどのボランティアをはじめ様々な市民団体の協力を得ることが必要です。

読み聞かせボランティアや拡大写本、図書整理などの図書ボランティアの養成講座を実施し、子どもと本をつなぐボランティアの養成に引き続き取り組むとともに、活動中のボランティアや民間団体の相互交流の促進を図ります。また技術向上のためのスキルアップ講座を開催するほか、図書館職員が活動に関する相談に応じるなど、活動の活性化に向けた支援を行います。

また、ボランティアや市民団体の活動の場を、学校や児童館、市民センターなど、図書館以外の場所にも広げていくことが望まれます。新たな活動の場を求めるボランティアや市民団体の情報を図書館から積極的に発信するとともに、ボランティアの受け入れを希望する施設に対し、読み聞かせやおはなし会を協働で実施するために必要な技術や知識などに関する情報を提供します。

さらに、地域文庫、家庭文庫への貸出しを推進するとともに、文庫等のボランティア活動状況を広く紹介するなど情報提供にも力を入れていきます。

エ 家庭や地域の施設への支援

子どもの本の選び方や読み聞かせの手法など、保護者からの相談に応じるとともに、市民センターや児童館からの相談にも対応し、施設職員への各種研修を実施します。また、年齢に応じた利用しやすい子ども読書支援パック^{※40}の充実を図り貸出を強化するほか、図書館で不要になった除籍資料を提供する等、蔵書の不足を補うための支援に取り組みます。

オ 支援を要する子どもへのサービスの充実

障害のある子どもの豊かな読書活動をサポートするため、個人の障害や特性に応じて本に親しめるよう触る絵本や点字付き絵本など読書を助ける資料の収集等を行うとともに、積極的な広報に努め、関係機関とも連携しながら、情報提供や特別支援学校への資料の貸出しなどに取り組みます。

また、様々な障害のある子どもが図書館をより利用しやすい環境をつくる取組や障害のある子どもも楽しめる行事を検討のうえ実施します。

仙台市には、数多くの留学生をはじめ、様々な分野で活動する外国籍の市民が家族とともに生活しています。そうした家庭の子どもにとって、ことばや文化の違う異国での生活の中で健やかに成長していくために、母語で書かれた本とのふ

※40 絵本、紙芝居、手袋人形やパネルシアター等の小道具などを4～50点のパックにして、子ども読書活動の活動を行っている団体や個人に貸し出すもの。

れあい、重要な役割を果たすものと考えられます。図書館では、仙台国際センター等関係施設と連携を図りながら、外国語資料の収集と提供を推進していきます。

また、外国語の利用案内の作成など、外国籍の子どもや保護者が図書館を利用する際のバリアフリー化に取り組みます。

カ 情報提供機能の充実

図書館は、子どもが本にふれる最適な環境のひとつですが、情報化の進展に伴い、本を楽しむ場としての機能だけではなく、資料センター・情報センターとしての役割がさらに期待されています。読書活動を推進していくうえで、子ども自らが図書館へ足を運ぶことは大きな意味を持ちます。より多くの子どもたちが図書館に興味を持ち来館してもらえよう、小学校、中学校、高校の新1年生全員に、学校を通して図書館利用案内の配布を行うほか、図書館ホームページ内の「こどものページ」を小学生が楽しめる内容に更新するとともに、「YA中高生のページ」を中高生にとってより魅力的となるよう内容の充実を図ります。

「YA通信」等中高生に向けた図書館だよりやおすすめ資料紹介のパンフレットを発行し、同世代に向けた情報の発信にも取り組みます。

③ 読書に関する理解の促進

ア 児童書の展示

児童書コーナーにおいて児童書のテーマ別の展示会を開催するとともに、子ども読書の日や夏休みに子どもの本の展示会等を開催するなど、子供図書室と各図書館が連携しながら、子どもや保護者に対し、読書に関する情報を提供し、理解の促進を図ります。

イ 子どもの本の紹介紙の発行・活用

各図書館で発行している新着図書案内、図書だよりを各区内の小・中学校に配布し、その活用を促進します。

「ブックツリー (BOOK TREE)」や各種テーマ別リストを図書館のホームページに掲載するとともに、学校図書館でのさらなる活用を呼びかけていきます。

ウ 乳幼児の保護者向けブックリストの活用促進

乳幼児期の読み聞かせは、その後の読書活動にプラスに作用すると考えられることから、読み聞かせの重要性について保護者の理解を深めていく取組が必要です。

乳幼児の保護者に家庭での読み聞かせの実施を呼びかけるとともに、保護者が

絵本を選ぶ際の参考となるブックリストを毎年発行し、乳幼児が集まる施設等において配布するほか、妊娠期の親を対象とする絵本講座、乳児向けおはなし会や絵本の展示会等の啓発事業を拡充していきます。

エ 子ども読書の日を中心としたイベントの実施

子ども読書の日については、従来からおはなし会の実施や、子どもの本の展示会等を行っていますが、「おはなし会スペシャル」など今後も趣向を凝らしながら事業を展開します。

さらに、年間を通じて子どもが読書に親しむきっかけとなる図書の展示会や映画会、子どもの読書活動への理解を深める講演会等を実施していきます。

第5章 関係機関の連携・協力と推進体制の整備

1 関係機関との連携・協力

ア 子供図書室を拠点とした図書館と家庭、地域施設、地域団体、学校等との連携・協力

家庭、児童館や子育て支援施設のびすく、市民センター等の地域施設、地域文庫やボランティアなどの地域団体、学校など、子どもたちの読書活動に関わる主体は様々です。なかでも、図書館は子どもたちと本との大切な出会いの場であり、これまで学校との連携によるブックトークの実施や、読み聞かせボランティアの養成など、子ども読書活動推進に関連する様々な活動に対して支援を行ってきました。

平成21年3月には「子供と本の場づくり・関係づくり」をコンセプトに泉図書館を拡充する形で全市を対象とした子供図書室を開室し、おはなし会や子どもの本の展示会、子ども読書フェスティバル、中高生を対象としたビブリオバトルや中高生の図書館サポーターによる活動など多様な事業を展開しています。今後も、子供図書室を核として、各主体の一層の連携・協力を図りながら、家庭やボランティアへの支援、子ども読書活動に関する情報の収集・提供、各種連携事業の強化などに積極的に取り組んでいきます。

イ 図書館と他の公共図書館等との連携

宮城県図書館は、多くの蔵書・資料を持つ大規模な図書資源です。公立図書館の相互貸借制度を利用して、宮城県図書館の充実した蔵書を、図書館から子どもたちに提供していくとともに、宮城県図書館のレファレンスサービスを活用した子どもたちへの情報提供を継続的に行っていきます。

また、宮城県図書館や国際子ども図書館などが開催する研修に積極的に参加し、児童書担当職員の資質の向上に努めていきます。

さらに、博物館や動物園など他のミュージアムと連携し、子どもたちに対し新しい読書の魅力を発信する事業を展開していきます。

ウ 関係機関のホームページの連携・充実

子ども読書活動に関係する機関のホームページをつなぎ、内容を充実させ、より効果的な子ども読書活動に関する情報提供を行っていきます。

エ 電子書籍等に関する調査・研究

電子書籍が急速に普及していることを踏まえ、積極的に情報収集を行い、子ども読書活動推進への効果的な活用などについて、調査・研究を行います。

2 推進体制の整備

ア 計画推進体制の整備

子ども読書活動の推進に関わる取組は、様々な部局、施設において行われています。それぞれの取組を効果的に進めていくためには、子ども読書活動の推進に関わる情報共有を図る体制を整備し、随時、進捗状況を確認していく必要があります。そこで庁内に設置してある「仙台市子ども読書活動推進会議」において、この計画を総合的かつ継続的に推進していきます。

【 資 料 編 】

1 平成28年度子ども読書活動に関するアンケート調査結果（概要版）

1 調査目的

仙台市内の児童生徒及びその保護者の読書状況などについて調査し、市内における子ども読書活動推進の基礎資料とするため。

2 調査対象

小学校、中学校、高等学校からそれぞれ無作為に抽出。

- (1) 小学校 3年生～6年生 25学級
- (2) 中学校 1年生～3年生 18学級
- (3) 高等学校 1年生～3年生 12学級

3 調査期間

平成28年5月の1か月間

4 調査項目

質問1	読書の好き嫌い	質問7	読書量の推移(児童生徒のみ)
質問2	今年の5月中に読んだ冊数	質問8	本を読む理由
質問3	0冊だった理由	質問9	子どもの読書のきっかけづくり(保護者のみ)
質問4	読みたかったが読めなかった理由	質問10	電子書籍を読む頻度(生徒のみ)
質問5	読みたいと思わなかった理由	質問11	電子書籍を読む理由(生徒のみ)
質問6	本の入手方法(児童生徒のみ)	質問12	家庭読書の状況(保護者のみ)

5 回答状況

(1) 学校数の回答状況 回収率:96.4% 回収数53学級/全体数55学級

(2) サンプル数の回収状況 平均回収率:約85.4%

イ 児童生徒のサンプル数の回収状況

回収数 1,482人/全体数 1,711人 平均回収率:約86.6%

小学校: 648人/全体数 715人

中学校: 429人/全体数 554人

高等学校: 405人/全体数 442人

ロ 保護者のサンプル数の回収状況

回収数 1,440人/全体数 1,711人 平均回収率:約84.2%

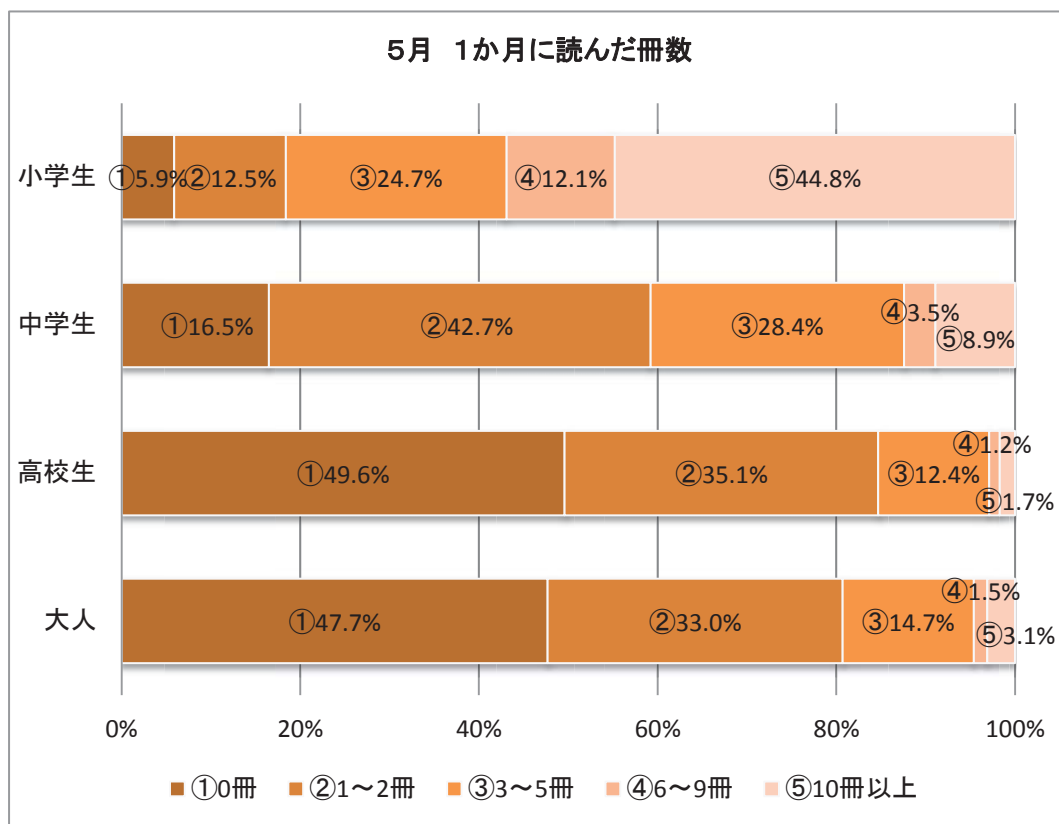
小学校: 647人/全体数 715人

中学校: 423人/全体数 554人

高等学校: 370人/全体数 442人

(児童生徒、保護者共通)

質問2 あなたは今年の5月の1か月の間に何冊ぐらい本を読みましたか(教科書・学習参考書・マンガ・雑誌は入りません)。1冊も読まなかった人は0と書いてください。

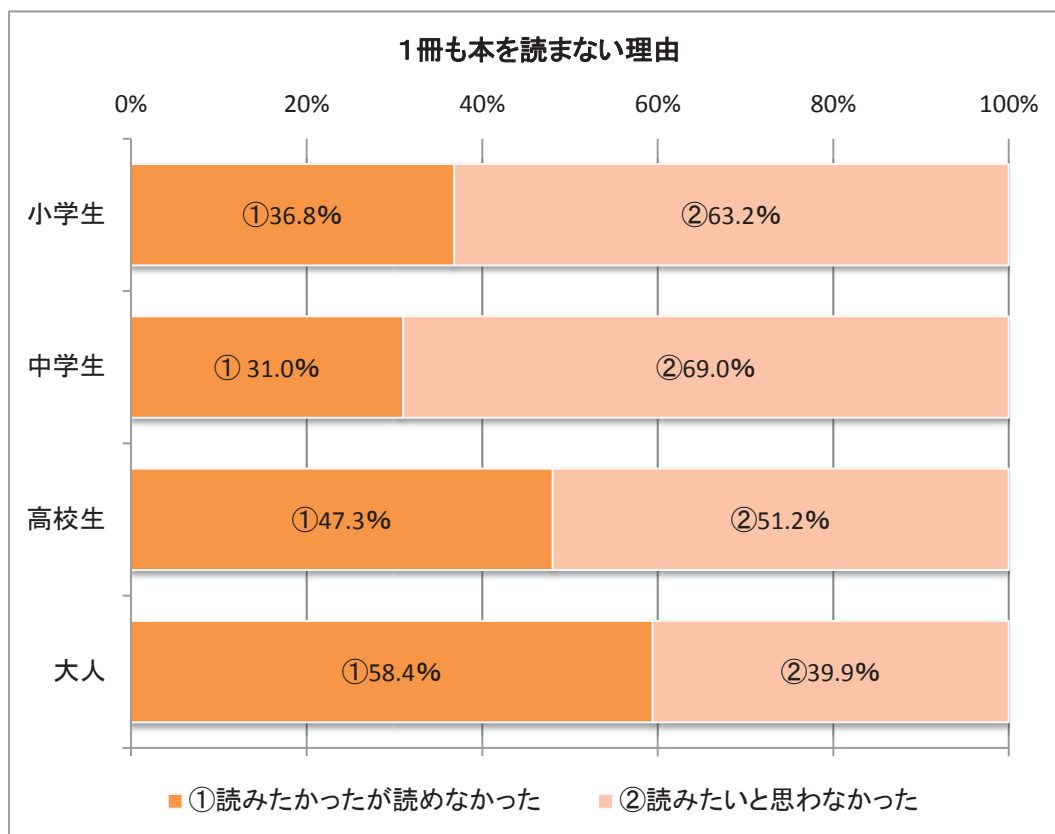


	小学生	中学生	高校生	大人
①0冊	5.9%	16.5%	49.6%	47.7%
②1~2冊	12.5%	42.7%	35.1%	33.0%
③3~5冊	24.7%	28.4%	12.4%	14.7%
④6~9冊	12.1%	3.5%	1.2%	1.5%
⑤10冊以上	44.8%	8.9%	1.7%	3.1%

(児童生徒、保護者共通)

質問3 質問2で0冊と書いた人だけ教えてください。0冊だった理由は何ですか。

- ① 読みたかったが読めなかった ② 読みたいと思わなかった

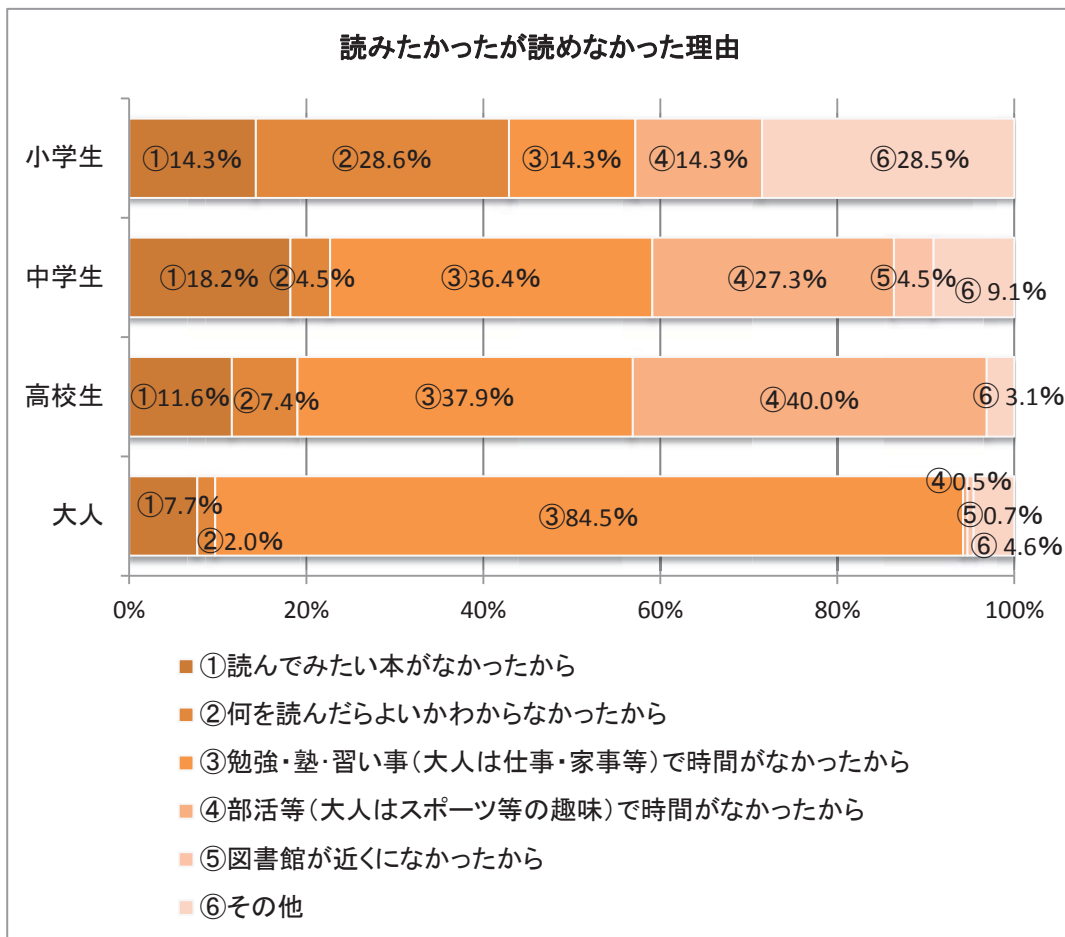


	小学生	中学生	高校生	大人
① 読みたかったが読めなかった	36.8%	31.0%	47.3%	58.4%
② 読みたいと思わなかった	63.2%	69.0%	51.2%	39.9%

(児童生徒、保護者共通)

質問4 質問3で1と書いた人だけ教えてください。読みたかったが読めなかった理由は何ですか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

- ① 読みたい本がなかったから
- ② 何をを読んだらよいかわからなかった
- ③ 勉強・塾・習い事(大人は仕事・家事等)で時間がなかったから
- ④ 部活等(大人はスポーツ等の趣味)で時間がなかったから
- ⑤ 図書館が近くになかったから
- ⑥ その他

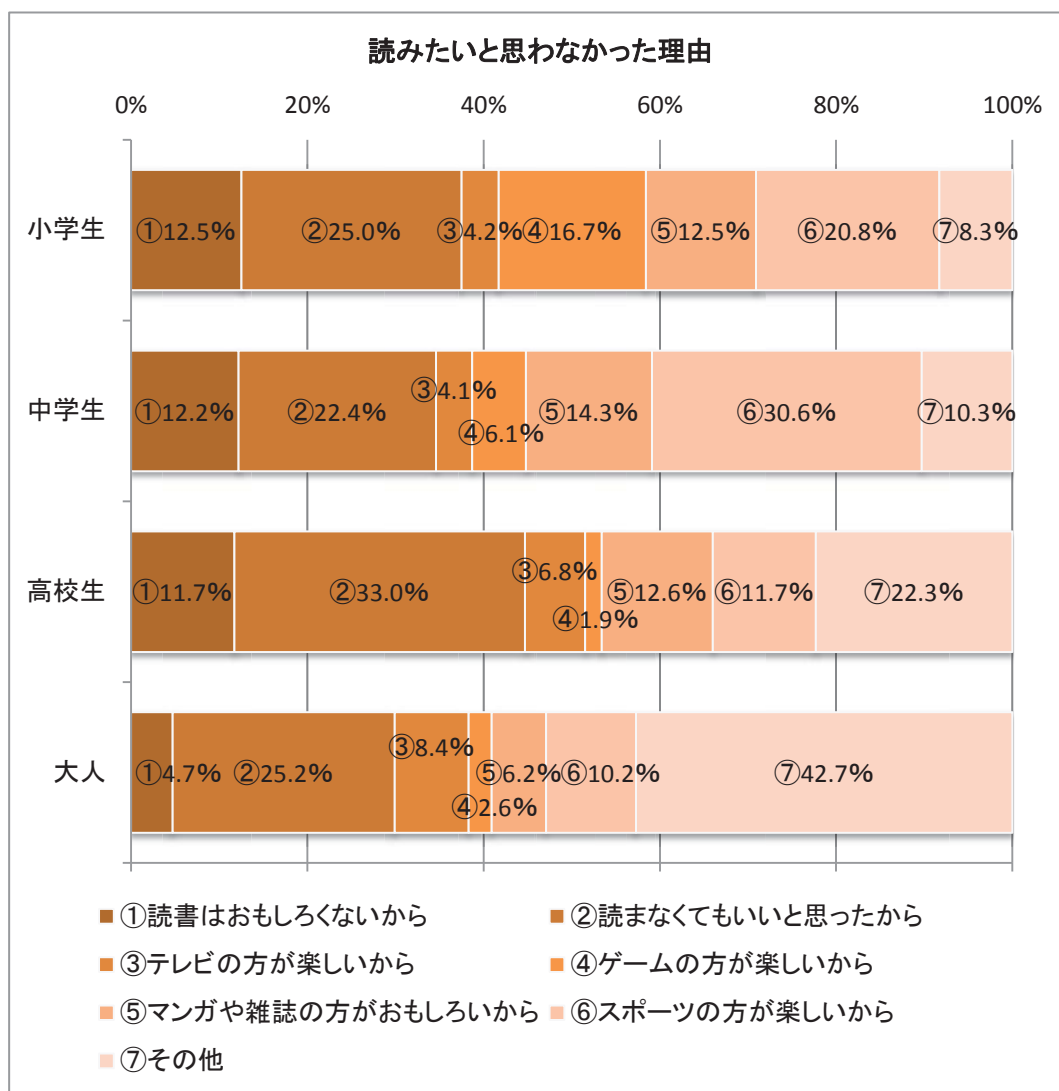


	小学生	中学生	高校生	大人
①読んでもみたい本がなかったから	14.3%	18.2%	11.6%	7.7%
②何をを読んだらよいかわからなかったから	28.6%	4.5%	7.4%	2.0%
③勉強・塾・習い事(大人は仕事・家事等)で時間がなかったから	14.3%	36.4%	37.9%	84.5%
④部活等(大人はスポーツ等の趣味)で時間がなかったから	14.3%	27.3%	40.0%	0.5%
⑤図書館が近くになかったから	0.0%	4.5%	0.0%	0.7%
⑥その他	28.5%	9.1%	3.1%	4.6%

(児童生徒、保護者共通)

質問5 質問3で2と書いた人だけ教えてください。読みたいと思わなかった理由は何ですか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

- ① 読書はおもしろくないから
- ② 読まなくてもいいと思ったから
- ③ テレビの方が楽しいから
- ④ ゲームの方が楽しいから
- ⑤ マンガ・雑誌の方がおもしろいから
- ⑥ スポーツの方が楽しいから
- ⑦ その他

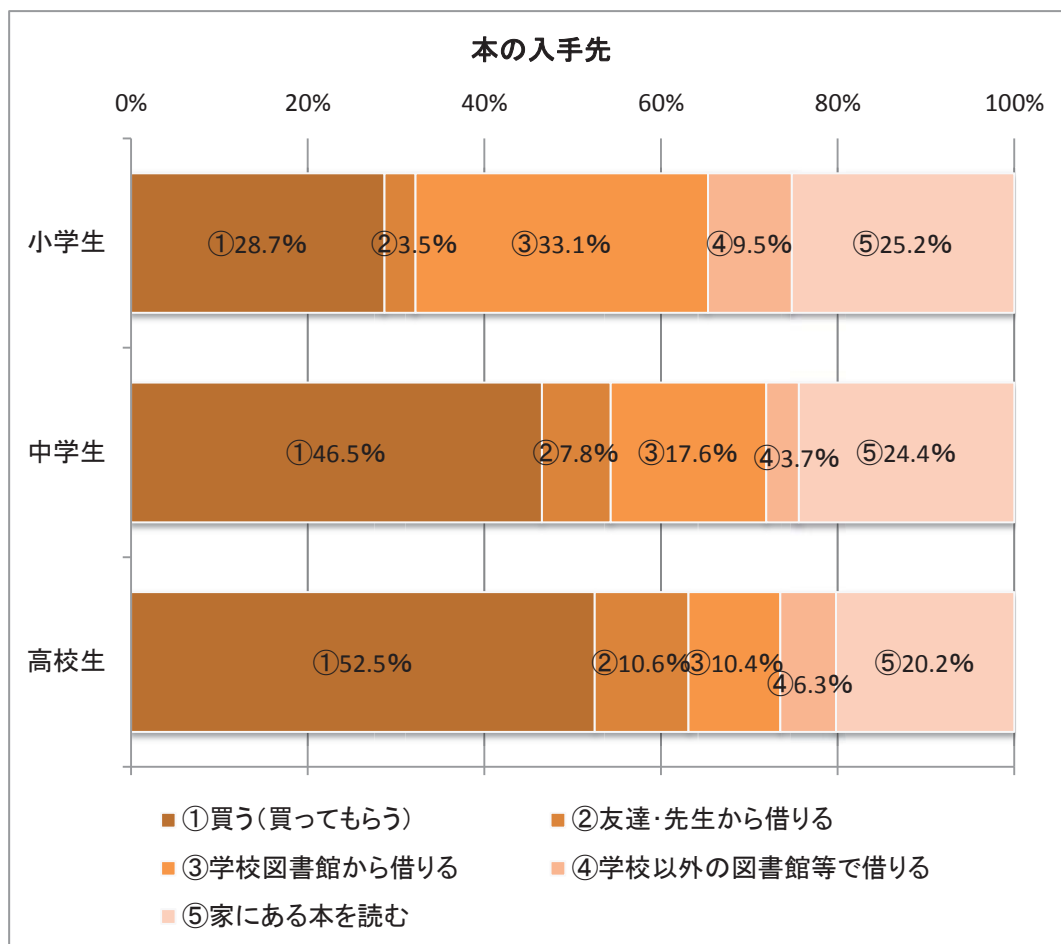


	小学生	中学生	高校生	大人
①読書はおもしろくないから	12.5%	12.2%	11.7%	4.7%
②読まなくてもいいと思ったから	25.0%	22.4%	33.0%	25.2%
③テレビの方が楽しいから	4.2%	4.1%	6.8%	8.4%
④ゲームの方が楽しいから	16.7%	6.1%	1.9%	2.6%
⑤マンガや雑誌の方がおもしろいから	12.5%	14.3%	12.6%	6.2%
⑥スポーツの方が楽しいから	20.8%	30.6%	11.7%	10.2%
⑦その他	8.3%	10.3%	22.3%	42.7%

(児童生徒)

質問6 あなたは普段、本をどのようにして手に入れることが多いですか。多い順に2つまで○をつけてください。

- ① 買う(買ってもらう)
- ② 友達や先生から借りる
- ③ 学校図書館で借りる
- ④ 学校以外の図書館で借りる
- ⑤ 家にある本を読む

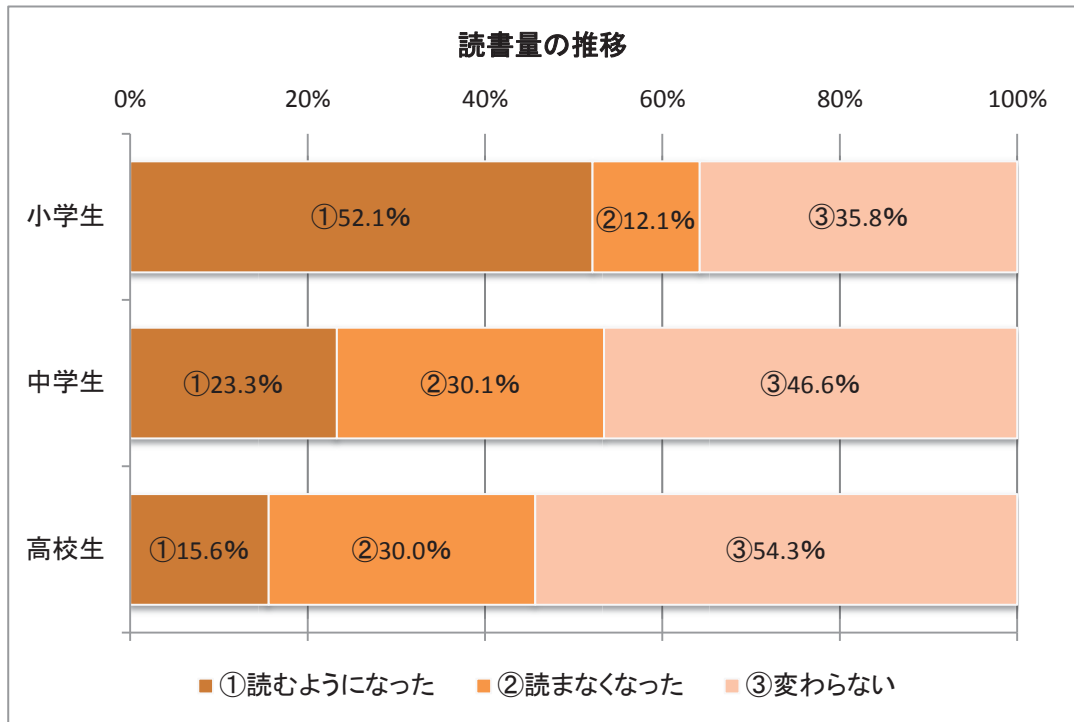


	小学生	中学生	高校生
① 買う(買ってもらう)	28.7%	46.5%	52.5%
② 友達・先生から借りる	3.5%	7.8%	10.6%
③ 学校図書館から借りる	33.1%	17.6%	10.4%
④ 学校以外の図書館等で借りる	9.5%	3.7%	6.3%
⑤ 家にある本を読む	25.2%	24.4%	20.2%

(児童生徒)

質問7 あなたは、去年と比べて本を読むようになりましたか。当てはまる番号に1つ○をつけてください。

- ① 読むようになった ② 読まなくなった ③ 変わらない



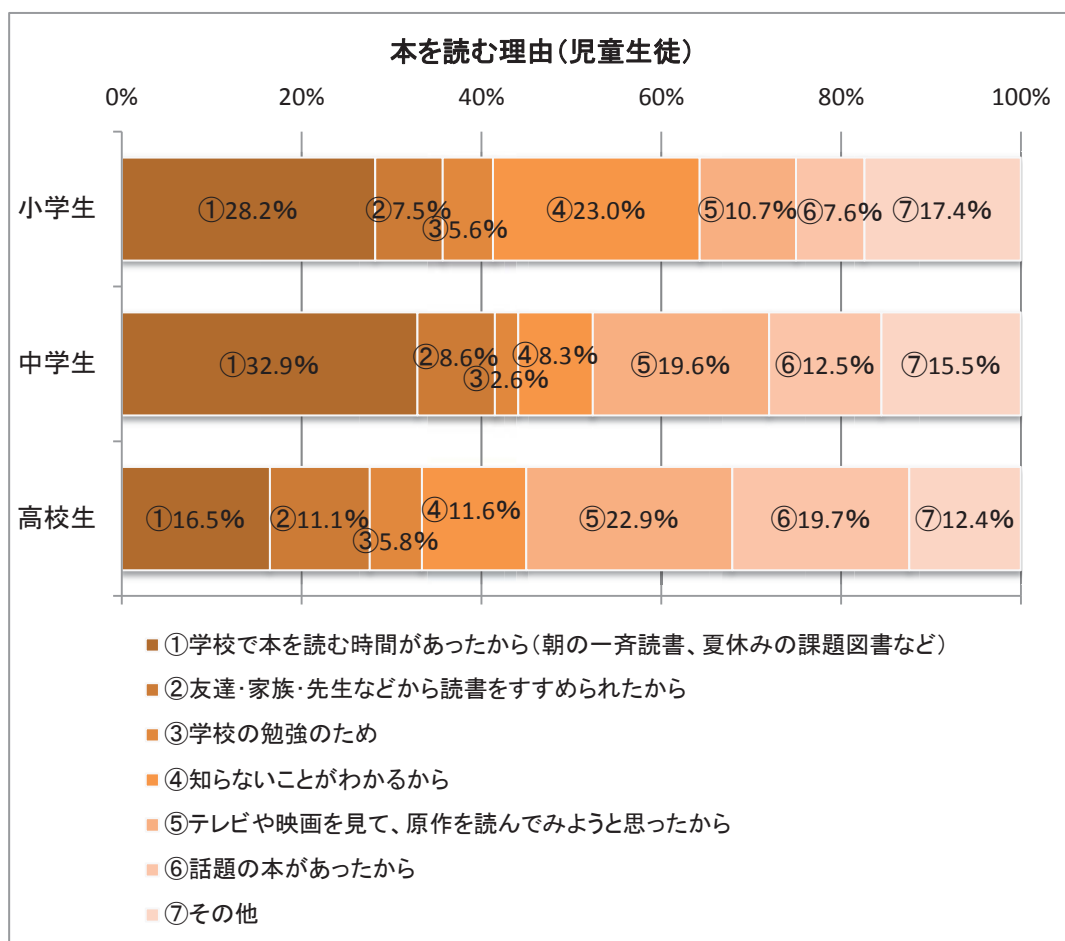
	小学生	中学生	高校生
① 読むようになった	52.1%	23.3%	15.6%
② 読まなくなった	12.1%	30.1%	30.0%
③ 変わらない	35.8%	46.6%	54.3%

(児童生徒)

質問8

あなたが本を読む理由は何ですか。多い順に2つまで○をつけてください。

- ① 学校で本を読む時間があつたから(朝の一斉読書、夏休みの課題図書など)
- ② 友達・家族・先生などから読書をすすめられたから
- ③ 学校の勉強のため
- ④ 知らないことがわかるから
- ⑤ テレビや映画を見て、原作を読んできようと思ったから
- ⑥ 話題の本があつたから
- ⑦ その他

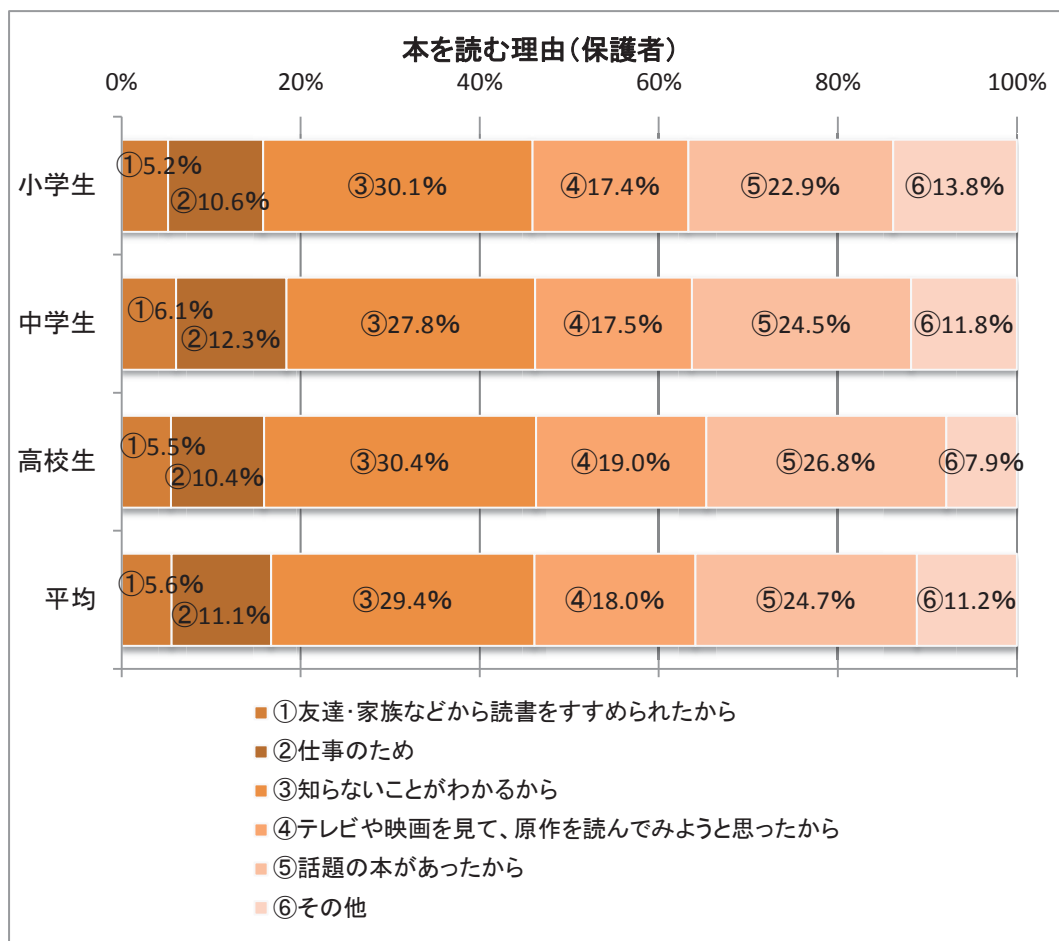


	小学生	中学生	高校生
①学校で本を読む時間があつたから(朝の一斉読書、夏休みの課題図書など)	28.2%	32.9%	16.5%
②友達・家族・先生などから読書をすすめられたから	7.5%	8.6%	11.1%
③学校の勉強のため	5.6%	2.6%	5.8%
④知らないことがわかるから	23.0%	8.3%	11.6%
⑤テレビや映画を見て、原作を読んできようと思ったから	10.7%	19.6%	22.9%
⑥話題の本があつたから	7.6%	12.5%	19.7%
⑦その他	17.4%	15.5%	12.4%

(保護者)

あなたが本を読む理由は何ですか。多い順に2つまで○をつけてください。

- ① 友達・家族などから読書をすすめられたから
- ② 仕事のため
- ③ 知らないことがわかるから
- ④ テレビや映画を見て、原作を読みたいと思ったから
- ⑤ 話題の本があったから
- ⑥ その他

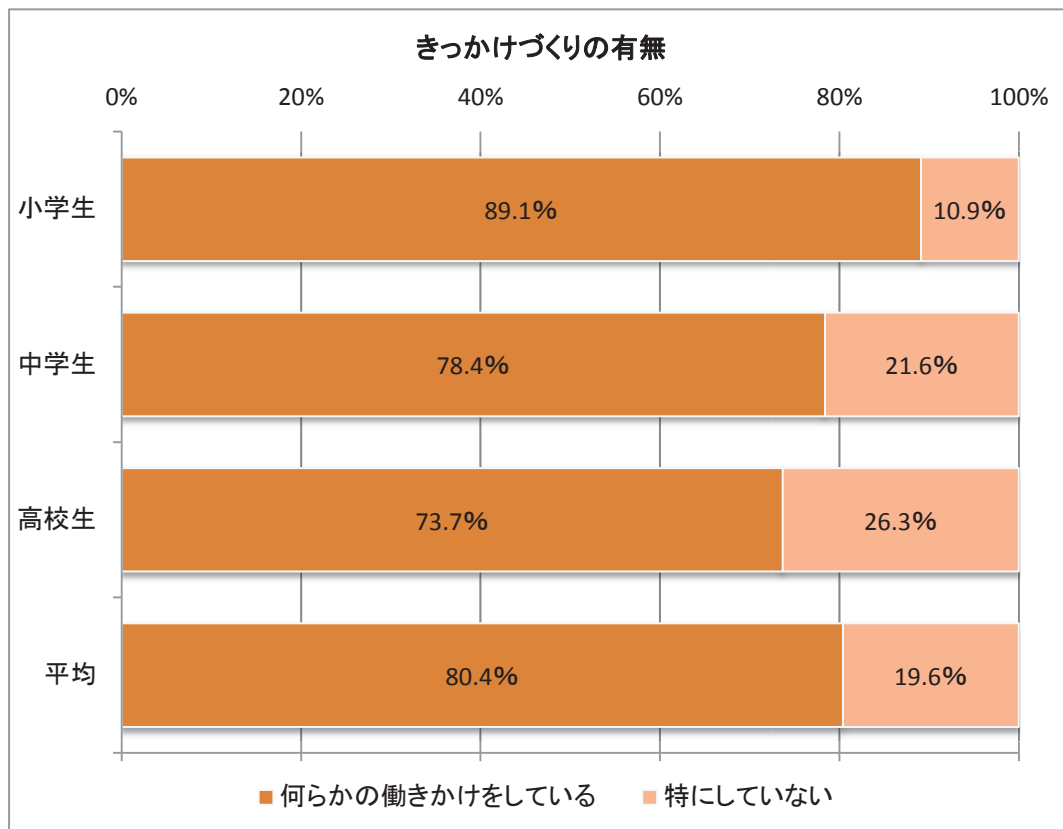


	小学生	中学生	高校生	平均
①友達・家族などから読書をすすめられたから	5.2%	6.1%	5.5%	5.6%
②仕事のため	10.6%	12.3%	10.4%	11.1%
③知らないことがわかるから	30.1%	27.8%	30.4%	29.4%
④テレビや映画を見て、原作を読みたいと思ったから	17.4%	17.5%	19.0%	18.0%
⑤話題の本があったから	22.9%	24.5%	26.8%	24.7%
⑥その他	13.8%	11.8%	7.9%	11.2%

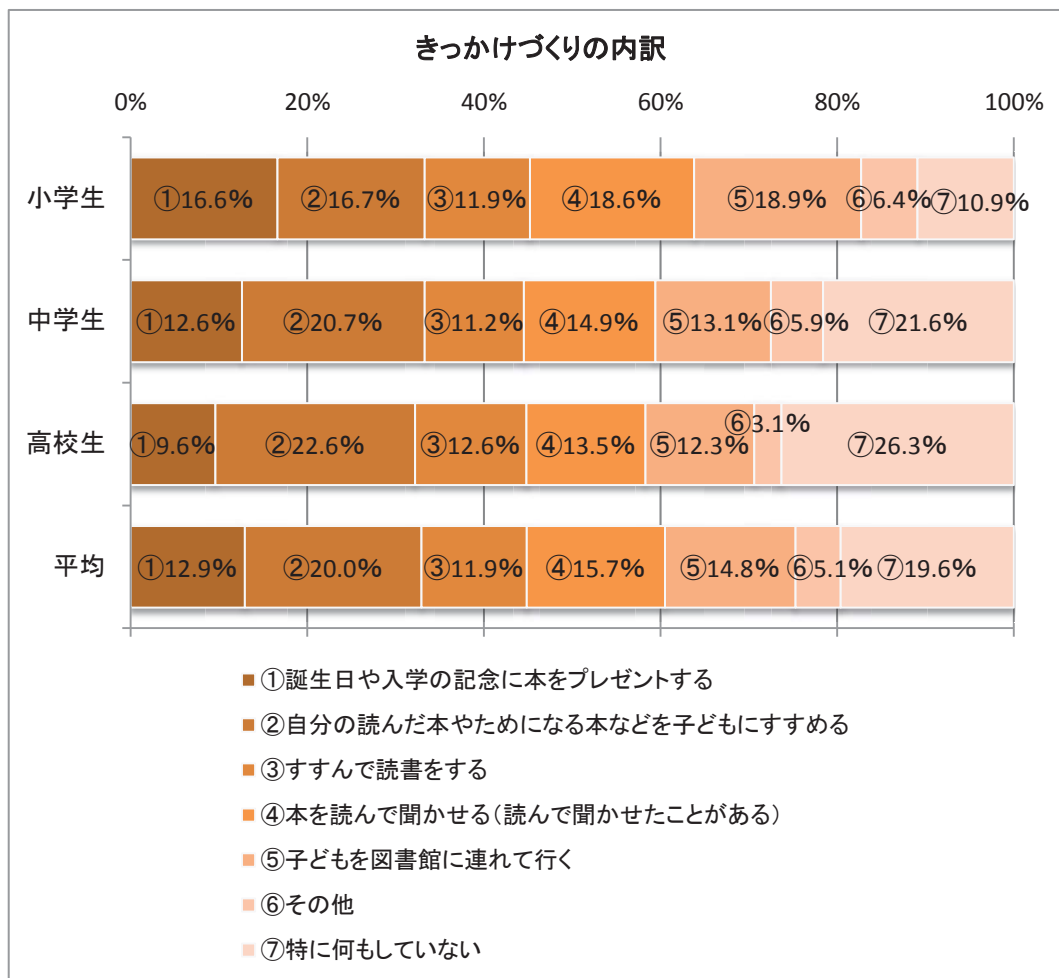
(保護者)
質問9

子どもが読書するようなきっかけづくりをしていますか(複数回答可)。

- ① 誕生日や入学の記念に本をプレゼントする
- ② 自分の読んだ本やためになる本などを子どもにすすめる
- ③ すすんで読書をする
- ④ 本を読んで聞かせる(読んで聞かせたことがある)
- ⑤ 子どもを図書館へ連れて行く
- ⑥ その他
- ⑦ 特に何もしていない



	小学生	中学生	高校生	平均
何らかの働きかけをしている	89.1%	78.4%	73.7%	80.4%
特にしていない	10.9%	21.6%	26.3%	19.6%

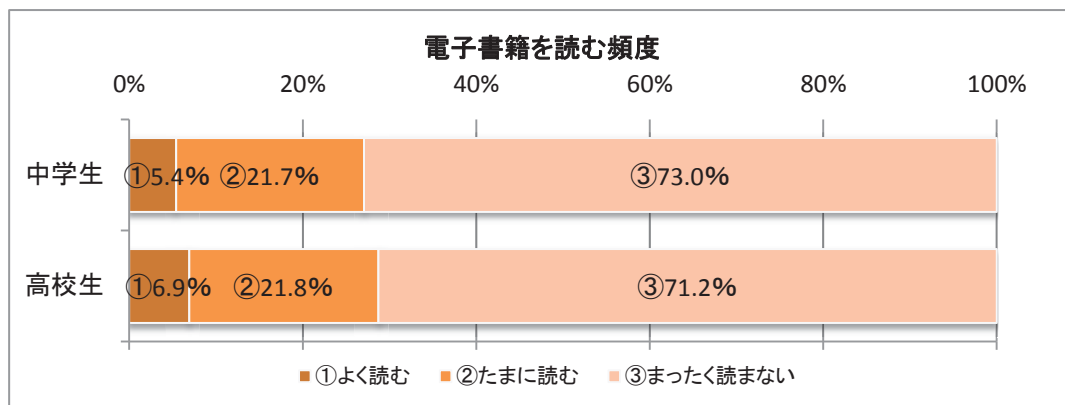


	小学生	中学生	高校生	平均
①誕生日や入学の記念に本をプレゼントする	16.6%	12.6%	9.6%	12.9%
②自分の読んだ本やためになる本などを子どもにすすめる	16.7%	20.7%	22.6%	20.0%
③すすんで読書をする	11.9%	11.2%	12.6%	11.9%
④本を読んで聞かせる(読んで聞かせたことがある)	18.6%	14.9%	13.5%	15.7%
⑤子どもを図書館に連れて行く	18.9%	13.1%	12.3%	14.8%
⑥その他	6.4%	5.9%	3.1%	5.1%
何らかの働きかけをしている	89.1%	78.4%	73.7%	80.4%
⑦特に何もしていない	10.9%	21.6%	26.3%	19.6%

(生徒)

質問10 あなたは、電子書籍(ケータイ小説やオンライン小説等)を読んだことがありますか。当てはまる番号を1つ選んでください。

- ① よく読む ② たまに読む ③ まったく読まない

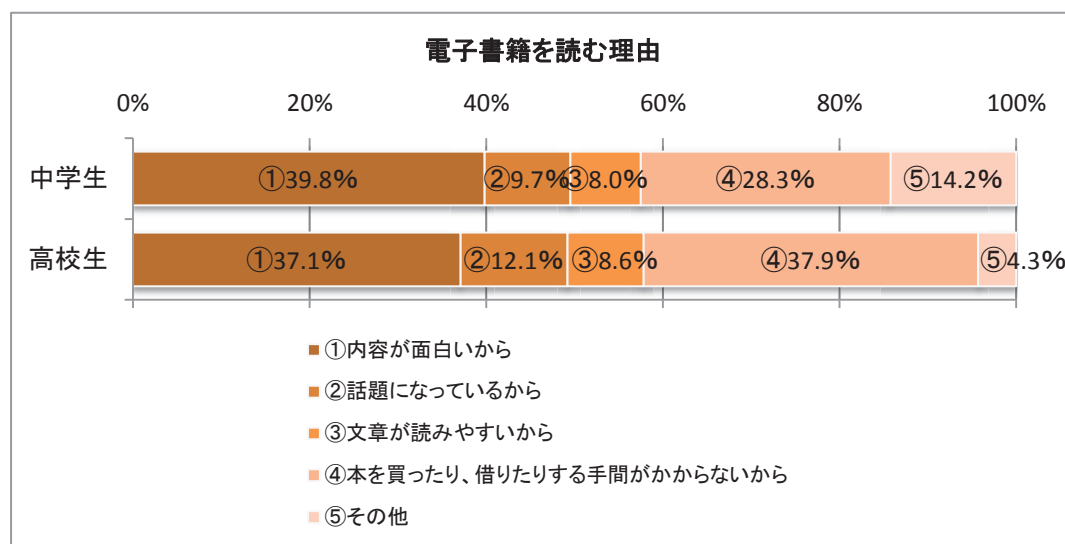


	中学生	高校生
①よく読む	5.4%	6.9%
②たまに読む	21.7%	21.8%
③まったく読まない	73.0%	71.2%

(生徒)

質問11 質問10で1又は2を選んだ人だけ答えてください。それを読む理由は何ですか。当てはまる番号を1つ選んでください。

- ① 内容が面白いから ② 話題になっているから
③ 文章が読みやすいから
④ 本を買ったり、借りたりする手間がかからないから ⑤ その他

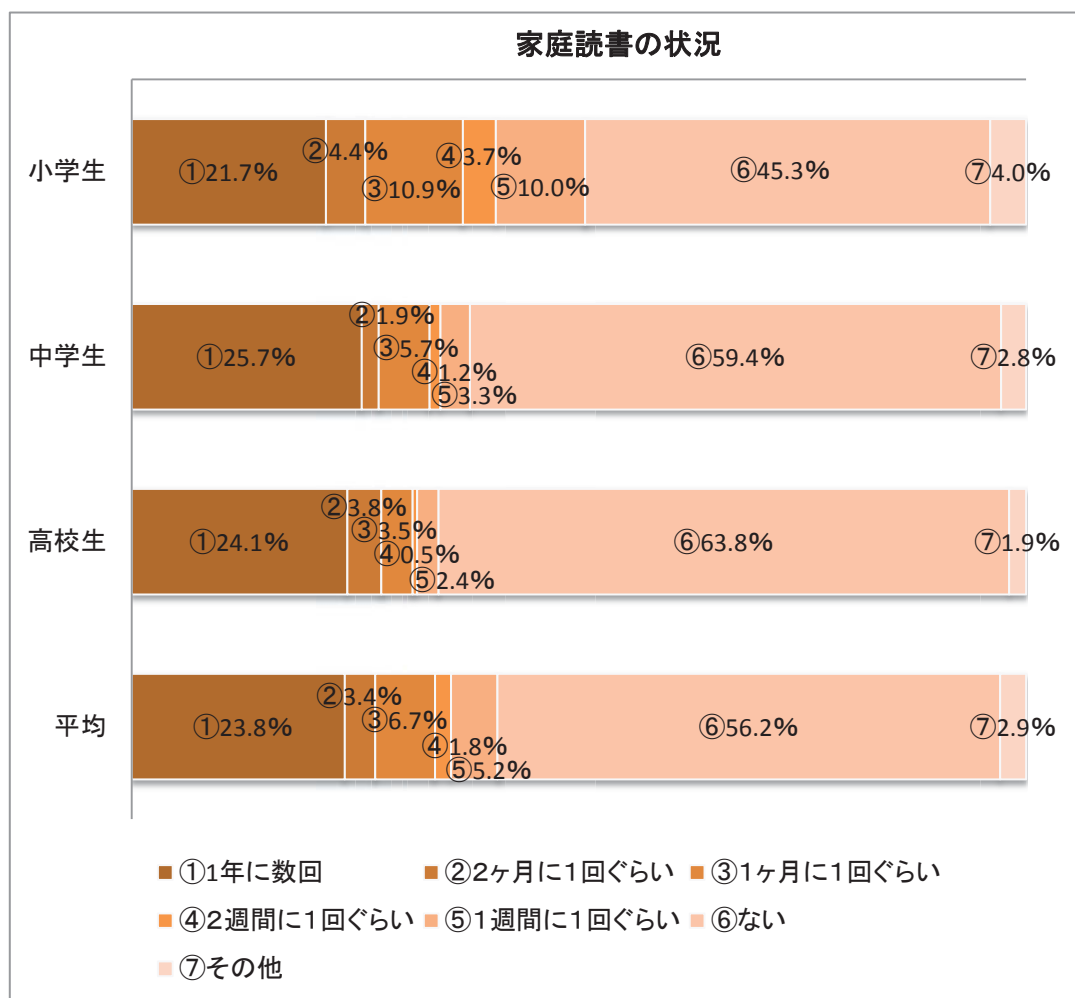


	中学生	高校生
①内容が面白いから	39.8%	37.1%
②話題になっているから	9.7%	12.1%
③文章が読みやすいから	8.0%	8.6%
④本を買ったり、借りたりする手間がかからないから	28.3%	37.9%
⑤その他	14.2%	4.3%

(保護者)

質問12 現在、本を介して家族で同じ時間、同じ空間を共有する「家庭読書」(読み聞かせや、同じ本を読んで感想を話し合うなど)をすることがありますか。

- ① 1年に数回
- ② 2ヶ月に1回ぐらい
- ③ 1ヶ月に1回ぐらい
- ④ 2週間に1回ぐらい
- ⑤ 1週間に1回ぐらい
- ⑥ ない
- ⑦ その他



	小学生	中学生	高校生	平均
①1年に数回	21.7%	25.7%	24.1%	23.8%
②2ヶ月に1回ぐらい	4.4%	1.9%	3.8%	3.4%
③1ヶ月に1回ぐらい	10.9%	5.7%	3.5%	6.7%
④2週間に1回ぐらい	3.7%	1.2%	0.5%	1.8%
⑤1週間に1回ぐらい	10.0%	3.3%	2.4%	5.2%
⑥ない	45.3%	59.4%	63.8%	56.2%
⑦その他	4.0%	2.8%	1.9%	2.9%

2 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成 13 年法律第 154 号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

3 仙台市子ども読書活動推進計画（第三次）検討委員会について

仙台市子ども読書活動推進計画（第三次）検討委員会 委員名簿

任期：平成28年6月3日～平成29年1月24日

	氏名	所属
委員長	遠藤 仁	宮城教育大学教育学部 教授
委員	加茂 光孝	学校法人ろりぽっぷ学園 学園長
委員	今野 弘子	保育所新田こぼと園 園長
委員	今野 広元	仙台市PTA協議会 副会長
委員	坂田 邦子	東北大学大学院情報科学研究科 講師
委員	佐藤 のりみ	仙台市国見児童館 館長
委員	澤田 直美	将監小学校 教諭
委員	中川 美佳	七郷中学校 主幹教諭

仙台市子ども読書活動推進計画（第三次）検討委員会協議経過

平成 28 年	6 月 3 日	第 1 回仙台市子ども読書活動推進計画（第三次）検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員長選出 ・ 会議運営について ・ 仙台市子ども読書活動推進計画（第三次）策定について
	8 月 3 日	第 2 回仙台市子ども読書活動推進計画（第三次）検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 仙台市子ども読書活動推進計画（第三次）骨子案について
	9 月 6 日	第 3 回仙台市子ども読書活動推進計画（第三次）検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 仙台市子ども読書活動推進計画（第三次）中間案について ・ 仙台市子ども読書活動推進計画（第三次）中間案にかかる市民意見（パブリックコメント）の聴取について
平成 29 年	1 月 10 日	第 4 回仙台市子ども読書活動推進計画（第三次）検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 仙台市子ども読書活動推進計画（第三次）中間案にかかる市民意見（パブリックコメント）について※ ・ 仙台市子ども読書活動推進計画（第三次）最終案について
	1 月 19 日	教育長に対し計画案報告

※仙台市子ども読書活動推進計画（第三次）中間案に関する意見公募（パブリックコメント）

実施結果

1 実施期間	平成 28 年 10 月 29 日（土）～平成 28 年 11 月 28 日（月）
2 意見募集結果	(1) 提出者・団体数 7
	(2) 意見件数 16

仙台市子ども読書活動推進計画（第三次）検討委員会設置要綱

（平成28年5月24日教育長決裁）

（設置）

第1条 子どもがいつでも、自由かつ意欲的に読書に親しむことのできる環境をつくることを目的として策定した仙台市子ども読書活動推進計画について、その第三次計画（以下「第三次計画」という。）を策定するにあたり、有識者等の意見を反映させるため、仙台市子ども読書活動推進計画（第三次）検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、第三次計画に係る次の事項について意見を交換し、協議を行う。

- (1) 子どもの読書活動の推進のための方策
- (2) 子どもの読書活動を推進するための諸条件の整備
- (3) その他子どもの読書活動全般にかかる事項

（構成）

第3条 委員会は、委員8人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 市民活動関係者
- (4) その他子どもの読書活動の推進に関する識見を有する者

3 委員会の委員の任期は、委嘱又は任命の日から第三次計画の策定の日までとする。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員のうち教育長が指名する者が委員長の職務を代理する。

（会議）

第5条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、その会議を開くことができない。

3 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、教育局生涯学習部生涯学習課において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、平成28年6月3日から実施する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、第三次計画の策定の日限り、その効力を失う。



仙台市子ども読書活動推進
マスコットキャラクター

仙台市子ども読書活動推進計画（第三次）

平成 29 年 1 月

仙台市 教育委員会 生涯学習部 生涯学習課

〒980-0011 仙台市青葉区上杉1丁目5番 12 号

Tel 022-214-8886 Fax 022-268-4822

Eメール kyo019310@city.sendai.jp

.....
表紙イラスト:高野 明子氏

昭和 62 年仙台市生まれ。フライヤーやグッズのデザイン、展覧会やイベントの企画等を制作。大学卒業後、せんだいメディアテーク、東京の制作会社を経て、平成 28 年からフリーランス。